

香川県海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時間	存続期間	団体・個別別の 関係地区	条件	
区第1号	引田漁業協同組合	東かがわ市松島西地先	漁場の区域：ロハ、ハニ、ニ、ヘの4直線上に囲まれた区域 口 北緯34度15分20秒、東経134度27分33秒の点 ハ 北緯34度15分24秒、東経134度27分31秒の点 北緯34度15分24秒、東経134度25分45秒の点 ヘ 北緯34度15分57秒、東経134度25分51秒の点	基点A 松島東端 〃 B 松島東西端 〃 C 徳島県鳴門市大浦山高頂 〃 D 鳴門海峡端北瀬谷村の漁港防波堤基部 〃 E 東かがわ市引田疗舎中央 〃 F 神山高頂 〃 G 鳴門海峡端北瀬谷 〃 イ ハラカムイ島13度43分200メートルのところ ロ イハラ真名瀬13度45分450メートルのところ 〃 ハ CからBを通し延長線上から東へ50メートルのところ 〃 ニ CからBを通し延長線上から北へ10メートルのところ ベ CからBを通し延長線上から北へ20メートルのところ ホ CからBを通し延長線上から北へ30メートルのところ 〃 ヘ 二からBを通し延長線上から北へ200メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年1月1日から翌年3月31日まで	団体	東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川原	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第2号	引田漁業協同組合	東かがわ市安戸池地先	漁場の区域：リチ、トチ、トニ、ニの4直線上に囲まれた区域 二 北緯34度15分57秒、東経134度25分37秒の点 口 北緯34度14分51秒、東経134度24分45秒の点 北緯34度14分51秒、東経134度25分20秒の点 リ 北緯34度16分39秒、東経134度24分4秒の点	基点A 六つもじ 〃 B 兵庫県淡路島高頂 〃 C 双子山高頂 〃 D 久良高頂 〃 E 久良高頂 〃 F 黄山高頂 〃 G 地の火山北端 〃 H 城山山東端 〃 I 淡路島西端防波堤突端 〃 J 淡路島西端 〃 K 徳島県鳴門市大浦山高頂 〃 L 黒島山高頂 点 イ AからBを通し線とからCを通し延長線との交差点 ロ イハラ真名瀬13度43分200メートルのところ 〃 ハ CからBを通し延長線とから北へ10メートルのところ 〃 ニ DからCを通し延長線上から東へ100メートルのところ ホ EからDを通し延長線上から東へ100メートルのところ ベ FからEを通し延長線上から北へ10メートルのところ ヘ GからFを通し延長線上から北へ20メートルのところ ト DからEを通し延長線上から東へ25メートルのところ チ TからAを通し延長線上から北へ200メートルのところ リ ニからBを通し延長線上から北へ200メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年1月1日から翌年3月31日まで	団体	東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川原	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第3号	東讃漁業協同組合	東かがわ市明神浜沖	漁場の区域：ハニ、ニホ、ホヘ、トチ、チハの6直線上に囲まれた区域 ハ 北緯34度15分38秒、東経134度23分30秒の点 二 北緯34度15分38秒、東経134度23分30秒の点 ホ 北緯34度16分1秒、東経134度23分49秒の点 ト 北緯34度16分1秒、東経134度23分19秒の点 チ 北緯34度16分1秒、東経134度23分46秒の点	基点A 大むどう 〃 B 底浦崎堺北端 〃 C 双子の瀬の瀬南端 〃 D 及川瀬の瀬西端（イマノ角） 〃 E 及川瀬高頂 〃 F 高見町尾山高頂 〃 G さきま町ケ森 〃 H 久良高頂 〃 I 速見高頂 点 イ AからBを通し線とからGを通し延長線との交差点 ロ イハラ真名瀬13度43分200メートルのところ 〃 ハ CからBを通し線とからCを通し延長線との交差点 〃 ニ DからCを通し延長線上から北へ10メートルのところ ホ EからDを通し延長線上から北へ100メートルのところ ベ FからEを通し線とから北へ360メートルのところ ヘ GからFを通し線とから北へ200メートルのところ ト DからEを通し延長線とからCを通し線との交差点 チ TからAを通し延長線上から北へ100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年1月1日から翌年3月31日まで	団体	東かがわ市松原	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第4号	東讃漁業協同組合	東かがわ市松原地先	漁場の区域：イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線上に囲まれた区域 イ 北緯34度15分42秒、東経134度22分17秒の点 ロ 北緯34度15分28秒、東経134度22分18秒の点 ハ 北緯34度15分22秒、東経134度21分47秒の点 ニ 北緯34度15分39秒、東経134度21分52秒の点	基点A ふるさと岸東岸端 〃 B 不動王（東かがわ市松原、湊境界、不動堂） 〃 C 東讃漁業協同組合本務所北端防災炎塔 〃 D 三河川河口立派防波堤東端 〃 E ヨシノ川河口立派防波堤東端 〃 F 兵庫県南河口立派丸山端 〃 G 久良高頂（ワタケル） 点 イ AからBを通し線とからCを通し延長線との交差点 ロ イハラ真名瀬13度43分200メートルのところ 〃 ハ CからBを通し線とからCを通し延長線との交差点 〃 ニ DからCを通し線とから北へ10メートルのところ ホ EからDを通し線とから北へ100メートルのところ ベ FからEを通し線とから北へ200メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年1月1日から11月30日まで	団体	東かがわ市松原	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第5号	東讃漁業協同組合	東かがわ市須賀沖	漁場の区域：ヘロ、ロハ、ハニ、ヘの4直線上に囲まれた区域 口 北緯34度15分49秒、東経134度22分42秒の点 ハ 北緯34度16分1秒、東経134度21分1秒の点 ホ 北緯34度16分29秒、東経134度21分27秒の点 ヘ 北緯34度16分33秒、東経134度21分56秒の点	基点A 底浦崎堺北端 〃 B 底浦崎堺クリート整地跡北端 （北緯34度15分27.75秒、東経134度22分34.22秒の点） 〃 C 深川河川側埋立地防砂堤突端 〃 D 東かがわ市浜、三本松境界 〃 E さきま町島南端 〃 F 秋葉山高頂（ワタケル） 〃 G 秋葉山高頂（ワタケル） 〃 H リヨ高頂 点 イ AからBを通し線とからHを通し線との交差点 ロ BからCを通し線とからDを通し線との交差点 〃 ハ BからEを通し線とからDを通し延長線との交差点 〃 ニ AからEを通し線とからCを通し線との交差点 ホ GからHを通し延長線上から北へ100メートルのところ ベ CからHを通し線とからHへ100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年1月1日から翌年3月31日まで	団体	東かがわ市浜・三本松・横内・西村・小磯・馬籠	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第6号	東讃漁業協同組合	東かがわ市須賀地先	漁場の区域：イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線上に囲まれた区域 ロ 北緯34度15分49秒、東経134度22分42秒の点 ハ 北緯34度15分49秒、東経134度22分38秒の点 ニ 北緯34度15分49秒、東経134度21分7秒の点	基点A 滉川西側埋立地北端 〃 B 秋葉山高頂（ワタケル） 〃 C 東かがわ市浜、三本松境界 〃 D 丸山高頂 〃 E リヨ高頂 〃 F 萬古北クリート整地跡北端 （北緯34度15分22.75秒、東経134度22分52.22秒の点） 〃 G 伊豆の島高頂（ワタケル） 点 イ BからAを通し線とからCを通し線との交差点 ロ AからBを通し線とからDを通し線との交差点 〃 ハ BからEを通し線とからDを通し延長線との交差点 〃 ニ AからEを通し線とからCを通し線との交差点 ホ GからHを通し延長線上から北へ100メートルのところ ベ CからHを通し線とからHへ250メートルのところ 〃 ハ DからEを通し線とからAへ250メートルのところ 〃 ニ EからFを通し線とからFへ250メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年1月1日から11月30日まで	団体	東かがわ市浜・三本松・横内・西村・小磯・馬籠	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第7号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松、横内、小瀬沖	漁場の区域 ハコ、ロハ、ハル、ホハの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度16分31秒、東経134度20分51秒の点 北緯34度17分31秒、東経134度18分51秒の点 北緯34度17分59秒、東経134度18分50秒の点 北緯34度17分58秒、東経134度20分43秒の点	基点A 桥島南端 〃 C 桥島南端 〃 C 中瀬端 〃 O さぬき市鹿島北端 〃 E 小豆島町糸ノ瀬島高頂 〃 F 虎丸山頂 〃 G 三本松浜町地区理立地南西角 点 イ カからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ロ FからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ハ カからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ニ カからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ホ オからE見通し延長線とからEへ100メートルのところ 〃 ハ FからE見通し延長線とから北へ100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	団体 和05年10月1日から令 和10年9月30日まで	東かがわ市渉・三本松・横内・西村・小瀬・馬籠	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第8号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松、横内、小瀬地先	漁場の区域 ハニ、ニヘ、ホハ、ホハの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度16分31秒、東経134度20分31秒の点 北緯34度16分22秒、東経134度20分22秒の点 北緯34度17分15秒、東経134度18分19秒の点 北緯34度17分59秒、東経134度19分18秒の点	基点A 三本松浜浜町地区理立地南西角 〃 B 虎丸山高頂 〃 C 桥島北端 〃 D さぬき市糸ノ瀬島高頂 〃 E 女島南端 〃 F おぬき市鹿島北端 〃 G 小豆島町糸ノ瀬島高頂 点 イ カからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ロ カからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ハ カからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ニ ロからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ホ オからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ハ オからE見通し延長線上からEへ300メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から11月30日まで	団体 和05年10月1日から令 和10年9月30日まで	東かがわ市渉・三本松・横内・西村・小瀬・馬籠	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第9号	東讃漁業協同組合	東かがわ市鍋島沖	漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度17分9秒、東経134度17分52秒の点 北緯34度18分22秒、東経134度18分22秒の点 北緯34度18分38秒、東経134度18分38秒の点 北緯34度17分49秒、東経134度19分11秒の点	基点A 馬籠港西防波堤基部 〃 B 桥島南端 〃 C さぬき市津田町名古島南端 〃 D さぬき市津田町糸ノ瀬島北端 〃 E 三本松浜浜町地区理立地南西角 〃 F おぬき市糸ノ瀬島高頂 〃 G 小豆島町糸ノ瀬島高頂 〃 H 丸島南端 〃 I 糸ノ瀬島南端 点 イ カからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ロ カからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ハ カからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ニ オからE見通し延長線とからHへ500メートルのところ 〃 ホ オからE見通し延長線上からHへ500メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	団体 和05年10月1日から令 和10年9月30日まで	東かがわ市渉・三本松・横内・西村・小瀬・馬籠	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第10号	東讃漁業協同組合	東かがわ市鍋島地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイ、ニイの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度16分59秒、東経134度17分44秒の点 北緯34度17分9秒、東経134度17分52秒の点 北緯34度17分49秒、東経134度17分52秒の点 北緯34度17分49秒、東経134度18分52秒の点	基点A 馬籠港西防波堤基部 〃 B 桥島南端 〃 C さぬき市津田町名古島南端 〃 D さぬき市津田町糸ノ瀬島北端 〃 E 双ヶ浦北端 点 イ カからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ロ カからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ハ オからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ニ オからE見通し延長線とからHへ500メートルのところ 〃 ホ オからE見通し延長線上からHへ500メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から11月30日まで	団体 和05年10月1日から令 和10年9月30日まで	東かがわ市渉・三本松・横内・西村・小瀬・馬籠	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第11号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町鶴羽地先	漁場の区域 ロニ、ニホ、ホハ、ホハ、チロの6直線に囲まれた区域 口 北緯34度19分59秒、東経134度19分59秒の点 北緯34度19分59秒、東経134度19分59秒の点 北緯34度19分59秒、東経134度19分59秒の点 北緯34度18分22秒、東経134度18分10秒の点 北緯34度18分22秒、東経134度17分22秒の点 北緯34度18分52秒、東経134度17分22秒の点 北緯34度18分41秒、東経134度17分29秒の点	基点A 虎ヶ鼻東端 〃 B 馬籠北端 〃 C 鹿島南端 〃 D さぬき市糸ノ瀬島高頂 〃 E 兵庫県西高頂 〃 F おぬき市一ツ島高頂 〃 G まぬき市鹿島港塔北端 〃 H まぬき市北之郷40度線とからG見通し延長線との交差点 〃 I 東かがわ市北之郷の東から番高(130メートル) 〃 J 東かがわ市、さぬき市津田町境界 〃 K 東ぬき白石中央 〃 L 松雲閣東 〃 M 鶴羽、津田境界の海蛇石 点 イ オからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ロ オからE見通し延長線とからHへ300メートルのところ 〃 ハ オからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ニ オからE見通し延長線とからHへ100メートルのところ 〃 ホ オからE見通し延長線とMからL見通し延長線との交差点 〃 ハ オからE見通し延長線とMからL見通し延長線との交差点 〃 ニ オからE見通し延長線とMからL見通し延長線との交差点 〃 ホ オからE見通し延長線とMからL見通し延長線との交差点 〃 ハ オからE見通し延長線上からNへ400メートルのところ 〃 ニ オからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ホ オからE見通し延長線上からG見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	団体 和05年10月1日から令 和10年9月30日まで	さぬき市津田町鶴羽	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第12号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町鶴羽元地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度17分24秒、東経134度17分11秒の点 北緯34度17分24秒、東経134度17分11秒の点 北緯34度17分59秒、東経134度17分50秒の点 北緯34度17分59秒、東経134度17分22秒の点	基点A 糸ノ瀬島北端 〃 B 更羽白石中央 〃 C テババの北瀬 〃 D 丸山鼻東端 〃 E さぬき市糸ノ瀬島高頂 点 イ オからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ロ オからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ハ オからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ニ オからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ホ オからE見通し延長線とからG見通し延長線との交差点 〃 ハ オからE見通し延長線上からG見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から12月31日まで	団体 和05年10月1日から令 和10年9月30日まで	さぬき市津田町鶴羽	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業権に関する情報一覧

許可番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別別の 団体	関係地区	条件	
区第13号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町鹿島地先	漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リロの8直線に囲まれた区域 ロ 北緯34度20分20秒、東経134度16分12秒の点 ハ 北緯34度20分20秒、東経134度16分44秒の点 ニ 北緯34度21分5秒、東経134度15分51秒の点 ホ 北緯34度16分42秒、東経134度17分59秒の点 ヘ 北緯34度16分13秒、東経134度15分51秒の点 ト 北緯34度18分5秒、東経134度15分54秒の点 チ 北緯34度18分24秒、東経134度16分37秒の点 リ 北緯34度19分44秒、東経134度16分29秒の点 リ 北緯34度19分44秒、東経134度16分29秒の点	基点A 津田港北防波堤突端から基部へ約0メートルのところ(旧実端) (北緯34度17分52.92秒、東経134度15分3.21秒の点) 〃 B 鹿島高島頂 〃 C 津田山石壁海岸北端 〃 D 丸山海岸頂 〃 E 白木水木海岸 〃 F 犬島島赤井岸 〃 G 猫子島南西端 〃 H 犬島島北端 〃 I 大瀬崎海岸 〃 J 犬島東端 〃 K 犬島北端 〃 L 鹿島高島頂 〃 M 鹿島高島端 〃 N 鹿島東端 〃 O 東かわい市丸亀島北東端 〃 P 犬島島北端 〃 Q 犬島島南端 〃 R 犬島島東端 点 イ Hドより見通し線とGドより見通し線との交差点 ロ イから真位45度200メートルのところ 〃 ハ Hドより見通し線とEドより見通し線との交差点 ニ Cドより見通し線とDドより見通し線との交差点 ホ Aドから真位63度の線Gドから見通し線とEドとの交差点 ヘ Aドから真位63度の線Gドから見通し線とEドとの交差点 ト Cドから見通し線とGドからEド見通し線との交差点 チ Cドから見通し線とGドからEド見通し線との交差点 リ Jドから見通し線とGドからEド見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市津田町津田	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他のため、面又は地方公共団体の行う事業の施行については、正的な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第14号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市小田沖	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チ、トイの8直線に囲まれた区域 ロ 北緯34度21分18秒、東経134度14分29秒の点 ハ 北緯34度20分52秒、東経134度14分11秒の点 ニ 北緯34度20分41秒、東経134度14分5秒の点 ホ 北緯34度21分18秒、東経134度15分25秒の点 ヘ 北緯34度21分18秒、東経134度15分25秒の点 ト 北緯34度21分18秒、東経134度13分19秒の点 チ 北緯34度21分56秒、東経134度13分19秒の点 リ 北緯34度21分56秒、東経134度13分19秒の点	基点A 黒ヶ島 〃 B トガガ島中央 〃 C 小田原港北防波堤基部 〃 D 西浜海岸岸西端 〃 E 西浜海岸岸東端 〃 F 井戸浜北端 〃 G 吉張原港西防波堤突端 〃 H 小林の森 〃 I 大瀬崎海岸 〃 J 大瀬崎島北端 〃 K 小豆島町大瀬崎高島頂 〃 L 小豆島町者島高島頂 〃 M 小豆島町者島高島端 〃 N 小豆島町大瀬崎島端 点 イ Aドから見通し線とGドからN見通し線との交差点 ロ Bドから見通し線とGドからI見通し線との交差点 ハ Cドから見通し線とGドからM見通し線との交差点 ニ CドからH見通し線とGドからM見通し線との交差点 ホ CドからH見通し線とGドからI見通し線との交差点 ヘ DドからI見通し線とGドからJ見通し線との交差点 ト DドからI見通し線とGドからK見通し線との交差点 チ Aドから見通し線とGドからK見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市小田	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他のため、面又は地方公共団体の行う事業の施行については、正的な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第15号	代表 さぬき市漁業協同組合 牟礼漁業協同組合 尾治漁業協同組合	さぬき市志度沖	漁場の区域 イロ、ロハ、ホヘ、ヘニ、ニホの5直線によって囲まれた区域 ロ 北緯34度20分41秒、東経134度10分30秒の点 ハ 北緯34度20分41秒、東経134度10分30秒の点 ニ 北緯34度21分3秒、東経134度10分3秒の点 ホ 北緯34度21分3秒、東経134度10分5秒の点 ヘ 北緯34度20分58秒、東経134度10分5秒の点	基点A 志度港二文防波堤東端から基部へ100メートルのところ (北緯34度19分31.99秒、東経134度10分34.323秒の点) 〃 B 高松港庵治高島端 〃 C さぬき市、高松市牟礼町境 〃 D さぬき市、高松市東岸海岸基部 〃 E 六子の森、牟礼町境 〃 F 小豆崎北端 〃 G 小豆崎北端 〃 H 尾治港北防波堤突端 点 イ Aドから見通し線とGドからE見通し線との交差点 ロ BドからB見通し線とGドからE見通し線との交差点 ハ CドからH見通し線とGドからE見通し線との交差点 ニ CドからH見通し線とGドからF見通し線との交差点 ホ CドからB見通し線とGドからF見通し線との交差点 ヘ DドからI見通し線とGドからJ見通し線との交差点 ト DドからI見通し線とGドからK見通し線との交差点 チ Aドから見通し線とGドからK見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他のため、面又は地方公共団体の行う事業の施行については、正的な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第16号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄浜沖地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トイの7直線に囲まれた区域 ロ 北緯34度22分5秒、東経134度12分4秒の点 ハ 北緯34度22分55秒、東経134度12分8秒の点 ニ 北緯34度21分44秒、東経134度11分43秒の点 ホ 北緯34度21分55秒、東経134度11分55秒の点 ヘ 北緯34度22分5秒、東経134度10分55秒の点 ト 北緯34度22分31秒、東経134度11分9秒の点	基点A 大串崎 〃 B 仁谷イ 〃 C 二木本島 〃 D 新開港港防波堤突端 〃 E 大川原港港域下部道終末処理堆埋立地北西角から海岸沿い東へ33メートルのところ (北緯34度20分46.997秒、東経134度11分51.974秒の点) 〃 F 小豆崎北端 〃 G 岩佐赤松灯台 〃 H 仁谷海岸五丁目頂の谷 〃 I 高松市鴨庄町太鼓島から潮没沿い北へ200メートルのところ (北緯34度22分37.622秒、東経134度9分49.123秒の点) 〃 J 高松港庵治高島頂 〃 K 犬島島北端 〃 L 犬島島北端(153メートル) 〃 M 小豆島町沖ノ鼻 〃 N 長谷村海岸 点 イ Aドから見通し線とGドからE見通し線との交差点 ロ BドからG見通し線とGドからF見通し線との交差点 ハ BドからG見通し線とGドからE見通し線との交差点 ニ CドからH見通し線とGドからK見通し線との交差点 ホ CドからH見通し線とGドからJ見通し線との交差点 ヘ DドからI見通し線とGドからL見通し線との交差点 ト Iドから見通し線へ向かってM見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市鴨庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他のため、面又は地方公共団体の行う事業の施行については、正的な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第17号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄浜沖地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トイの8直線とD、EF、G H間島大高潮時海岸線に囲まれた区域 ロ 北緯34度20分50.47秒、東経134度11分28.322秒の点 ハ 北緯34度21分12秒、東経134度11分54.93秒の点 ニ 北緯34度21分24秒、東経134度12分12秒の点 ホ 北緯34度21分1秒、東経134度11分46秒の点 ト 北緯34度20分39秒、東経134度11分54秒の点	基点A 二木本ガラモ鼻 〃 B さぬき市千野川中央海岸堤南端 〃 C 大串崎 〃 D 大川原西防波堤下部道終末処理堆埋立地北東端 〃 E 白木水木海岸 〃 F 大川原港北防波堤突端 〃 G 大川原港北防波堤突端 〃 H 立石らしき海岸沿い北へメートルのところ 〃 I さぬき市小豆崎北端 〃 J 仁谷海岸 〃 K 土庄大宮(高さ227メートル) 点 イ Aドから見通し線とGドからE見通し線との交差点 ロ BドからH見通し線とGドからF見通し線との交差点 ハ CドからH見通し線とGドからE見通し線との交差点 ニ CドからH見通し線とGドからJ見通し線との交差点 ホ DドからI見通し線とGドからL見通し線との交差点 ヘ EドからI見通し線とGドからK見通し線との交差点 ト FドからI見通し線とGドからM見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市鴨庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他のため、面又は地方公共団体の行う事業の施行については、正的な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業権に関する情報一覧

香川県海区 区画漁業に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第26号	南治漁業協同組合	高松市庵治町高島西浦地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 北緯34度25分35秒、東経134度10分12秒の点 北緯34度25分35秒、東経134度10分12秒の点 北緯34度23分38秒、東経134度10分12秒の点 北緯34度23分54秒、東経134度10分9秒の点	基点A 高島北端 〃 C 生石町男前高頂 〃 D 太鼓島 〃 E 白石 〃 F 竹原 〃 G 土居町大島西端 〃 H 土居町大島南端 点 イ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ ロハ見通し線とカミラ見通し線との交差点 〃 ハ 日本ら見通し線とカミラ見通し線との交差点 〃 ニ カミラ見通し線とカミラ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の目的のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第27号	南治漁業協同組合	高松市庵治町菅尾地先	漁場の区域 イロ、イロ、ロハ、ハニの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 北緯34度25分31秒、東経134度8分22秒の点 北緯34度25分32秒、東経134度8分23秒の点 北緯34度25分32秒、東経134度8分39秒の点 北緯34度25分42秒、東経134度8分54秒の点 北緯34度23分58秒、東経134度8分24秒の点 北緯34度24分34秒、東経134度8分15秒の点	基点A 緑野港沿岸防波堤から海岸沿い東へ150メートルの防砂堤基部 〃 B ビニール防砂堤基部 〃 C 竹原町大島東端 〃 D 稲毛島南端 〃 E 小島島西端 〃 F 小島島東端 点 イ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ロ 日本ら見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の目的のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第28号	南治漁業協同組合	高松市庵治町竹原地先	漁場の区域 イロ、イロ、ハニ、ハニの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 北緯34度25分52秒、東経134度8分34秒の点 北緯34度25分52秒、東経134度8分37秒の点 北緯34度25分52秒、東経134度8分39秒の点 北緯34度25分52秒、東経134度8分54秒の点 北緯34度23分58秒、東経134度8分24秒の点 北緯34度24分34秒、東経134度8分15秒の点	基点A 苗尾の浜西防砂堤突端 〃 C 竹原町大島西端 〃 D 稲毛島南端 〃 E 土居町西端 〃 F 土居町東端 点 イ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ロ 日本ら見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の目的のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第29号	南治漁業協同組合	高松市庵治町江の浜地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ロハ、ロハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 北緯34度25分52秒、東経134度8分34秒の点 北緯34度25分52秒、東経134度8分37秒の点 北緯34度25分52秒、東経134度8分39秒の点 北緯34度25分52秒、東経134度8分54秒の点 北緯34度23分58秒、東経134度8分24秒の点 北緯34度24分34秒、東経134度8分15秒の点	基点A 江の浜東の鼻 〃 B 開田 〃 C 稲毛島東端 〃 D 鶴見西端 〃 D 芝原弁天井 点 イ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の目的のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第30号	南治漁業協同組合	高松市庵治町稻毛島地先	漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域 北緯34度24分50秒、東経134度8分19秒の点 北緯34度24分50秒、東経134度8分19秒の点 北緯34度24分50秒、東経134度8分50秒の点 北緯34度24分50秒、東経134度8分18秒の点	基点A 竹原島 〃 B 稲毛島東端 〃 C 稲毛島南端 〃 D 稲毛島西端 〃 E 大島北の高底(82メートル) 〃 F 小島島西端 〃 G 小島島東端 点 イ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の目的のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第31号	南治漁業協同組合	高松市庵治町大島東側地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 北緯34度24分52秒、東経134度7分57秒の点 北緯34度24分52秒、東経134度6分42秒の点 北緯34度24分52秒、東経134度6分53秒の点 北緯34度24分48秒、東経134度6分19秒の点	基点A 岩島町池淵崎灯台 〃 B 開田 〃 C 山久大西鼻 〃 D 大島北の頂 〃 F 大島北端 〃 G 土居町豊原東端 〃 H 稲毛島東端 点 イ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の目的のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第32号	南治漁業協同組合	高松市庵治町ハジキ鼻沖	漁場の区域 ホハ、ヘト、チホ、ホホの4直線に囲まれた区域 北緯34度22分58秒、東経134度6分30秒の点 北緯34度22分58秒、東経134度6分29秒の点 北緯34度22分48秒、東経134度7分1秒の点	基点A ハヤキ鼻 〃 B 江ノ浦町西側岸壁北角 〃 C 佐引瀬洋上小高 〃 D 大島アマの鼻 〃 E 女鳥島北頂(109メートル) 〃 F 鹿島鼻 〃 G 相引瀬洋北端 点 イ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ ロハ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 デ イ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月 1日から翌年 4月30日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の目的のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第33号	南治漁業協同組合	高松市庵治町ハジキ鼻地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 北緯34度22分46秒、東経134度7分1秒の点 北緯34度22分38秒、東経134度6分52秒の点 北緯34度22分38秒、東経134度6分52秒の点 北緯34度22分48秒、東経134度6分49秒の点	基点A ハヤキ鼻 〃 B 江ノ浦町西側岸壁北角 〃 C 佐引瀬洋上小高 〃 D 大島アマの鼻 〃 E 女鳥島北頂(107メートル) 〃 F 鹿島鼻 〃 G 土居町豊原東端 点 イ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ ロハ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ ロハ見通し線とロハ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月 1日から翌年 4月30日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の目的のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第34号	代表 南治漁業協同組合 代表 南治漁業協同組合	高松市庵治町潟ノ内北部中地先	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホホ、ホホの4直線に囲まれた区域 北緯34度22分55秒、東経134度6分27秒の点 北緯34度22分48秒、東経134度6分52秒の点 北緯34度22分52秒、東経134度6分51秒の点 北緯34度22分43秒、東経134度6分28秒の点	基点A ハヤキ鼻 〃 B 江ノ浦町西側岸壁北角 〃 C 佐引瀬洋上小高 〃 D 大島アマの鼻 〃 E 女鳥島北頂 〃 F 鹿島鼻 〃 G 土居町豊原東端 点 イ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ ロハ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ ロハ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ニ カミラ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ニ ロハ見通し線とロハ見通し線との交差点 〃 ハ ロハ見通し線とロハ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月 1日から翌年 5月31日まで	団体	高松市庵治町・屋島東町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の目的のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第35号	代表 潮汐漁業協同組合 尾島漁業協同組合	高松市尾島東町潟 内北部北地先	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホウ、ホイの4直線に囲まれた区域 八 北緯34度22分55秒、東経134度6分27秒の点 二 北緯34度23分49秒、東経134度6分23秒の点 ホ 北緯34度22分52秒、東経134度6分21秒の点 ヘ 北緯34度22分52秒、東経134度6分19秒の点	基点A 相引川尻中央点 八 北緯34度2分34.128秒、東経134度7分11.633秒の点) ” B 尾島東町潟北端 ” C 尾島東町潟北端 ” D 尾島漁港五ノ丁北突堤灯台 点A イ からH見通し線とEからF見通し線との交差点 ” E からH見通し線とGからI見通し線との交差点 ” F からH見通し線とHからC見通し線との交差点 ” G からH見通し線とGからD見通し線との交差点 ” H からH見通し線とBからE見通し線との交差点 ” I からH見通し線とEからD見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年1月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市尾島町・尾島東町・尾島中町・尾島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正當な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第36号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町大余島東地先	漁場の区域 Fイ、イロ、ロEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 イ 北緯34度28分37秒、東経134度11分54秒の点 ロ 北緯34度28分3秒、東経134度11分54秒の点	基点A 土庄町瀬崎、小豆島町瀬崎境界 八 北緯34度28分57.732秒、東経134度11分59.273秒の点) ” B 小豆島町瀬崎角山川端 ” C 小豆島町瀬崎の島崎端 ” D 小豆島瀬崎町高島東端 ” E 小豆島瀬崎町高島西端 ” F 大余島東端の北側 点A イ からH見通し線とEからF見通し線との交差点 ” G からH見通し線とGからI見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年1月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町土庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正當な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第37号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町大余島南地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度27分59秒、東経134度11分54秒の点 ロ 北緯34度27分59秒、東経134度11分54秒の点 ハ 北緯34度26分53秒、東経134度11分43秒の点 ニ 北緯34度27分6秒、東経134度10分54秒の点	基点A 門ノ鼻南端 ” B 大余島南端 ” C 大余島牛子ノ鼻端 ” D 双子浦東端埋立地西端 ” E 北緯34度2分59秒、東経134度11分59.061秒の点) ” F 小豆島牛子浦端 ” G さぬき市牛子浦北端 ” H 高島市尾崎町高島西端 点A イ からH見通し線とEからF見通し線との交差点 ” G からH見通し線とGからI見通し線との交差点 ” H からH見通し線とDからA見通し線との交差点 ” I からH見通し線とIからJ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年1月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町土庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正當な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第38号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町小部地先	漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホウの4直線に囲まれた区域 ロ 北緯34度33分17秒、東経134度17分17秒の点 ニ 北緯34度33分53秒、東経134度19分20秒の点 ホ 北緯34度33分21秒、東経134度17分48秒の点	基点A 小島西湖端 ” B 田舎瀬前日吉町大字府島西端 ” C 田舎瀬前日吉町大字府久島屋の高頂 ” D 犬養基地端の岩 点A イ からH見通し線とEからF見通し線との交差点 ” G からH見通し線とGからI見通し線との交差点 ” H からH見通し線とHからJ見通し線との交差点 ” I からH見通し線とIからK見通し線との交差点 ” J からH見通し線とJからL見通し線との交差点 ” K からH見通し線とKからM見通し線との交差点 ” L からH見通し線とLからN見通し線との交差点 ” M からH見通し線とMからO見通し線との交差点 ” N からH見通し線とNからP見通し線との交差点 ” O からH見通し線とOからQ見通し線との交差点 ” P からH見通し線とPからR見通し線との交差点 ” Q からH見通し線とQからS見通し線との交差点 ” R からH見通し線とRからT見通し線との交差点 ” S からH見通し線とSからU見通し線との交差点 ” T からH見通し線とTからV見通し線との交差点 ” U からH見通し線とUからW見通し線との交差点 ” V からH見通し線とVからX見通し線との交差点 ” W からH見通し線とWからY見通し線との交差点 ” X からH見通し線とXからZ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年1月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町大部	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正當な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第39号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町小部小島西地先	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホウ、ホイの4直線に囲まれた区域 ハ 北緯34度33分33秒、東経134度17分44秒の点 ニ 北緯34度33分59秒、東経134度17分23秒の点 ホ 北緯34度33分40秒、東経134度17分40秒の点	基点A 小島西湖端 ” B シンバービー西砂止突堤 ” C 大島身寄端 ” D 大島港東端埋立地北角 ” E クラ石 ” F 井上洋津 点A イ からH見通し線とEからF見通し線との交差点 ” G からH見通し線とGからI見通し線との交差点 ” H からH見通し線とHからJ見通し線との交差点 ” I からH見通し線とIからK見通し線との交差点 ” J からH見通し線とJからL見通し線との交差点 ” K からH見通し線とKからM見通し線との交差点 ” L からH見通し線とLからN見通し線との交差点 ” M からH見通し線とMからO見通し線との交差点 ” N からH見通し線とNからP見通し線との交差点 ” O からH見通し線とOからQ見通し線との交差点 ” P からH見通し線とPからR見通し線との交差点 ” Q からH見通し線とQからS見通し線との交差点 ” R からH見通し線とRからT見通し線との交差点 ” S からH見通し線とSからU見通し線との交差点 ” T からH見通し線とTからV見通し線との交差点 ” U からH見通し線とUからW見通し線との交差点 ” V からH見通し線とVからX見通し線との交差点 ” W からH見通し線とWからY見通し線との交差点 ” X からH見通し線とXからZ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年1月1日から12月31日まで	団体	小豆郡土庄町大部	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正當な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第40号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島家浦地先	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホウ、ホイの4直線に囲まれた区域 ハ 北緯34度29分49秒、東経134度3分31秒の点 ニ 北緯34度29分54秒、東経134度3分48秒の点 ホ 北緯34度30分4秒、東経134度3分48秒の点 ヘ 北緯34度30分4秒、東経134度3分48秒の点	基点A 豊島町井島駒掛ノ鼻灯台 ” B 甲浦 ” C 豊島周南市切石鼻西端 ” D 白波北端 ” E 鹿毛高瀬 ” F 家浦字北文字波坂西端 ” G 家浦港灯 ” H 甲浦高瀬 点A イ からH見通し線とEからF見通し線との交差点 ” G からH見通し線とGからI見通し線との交差点 ” H からH見通し線とHからJ見通し線との交差点 ” I からH見通し線とIからK見通し線との交差点 ” J からH見通し線とJからL見通し線との交差点 ” K からH見通し線とKからM見通し線との交差点 ” L からH見通し線とLからN見通し線との交差点 ” M からH見通し線とMからO見通し線との交差点 ” N からH見通し線とNからP見通し線との交差点 ” O からH見通し線とOからQ見通し線との交差点 ” P からH見通し線とPからR見通し線との交差点 ” Q からH見通し線とQからS見通し線との交差点 ” R からH見通し線とRからT見通し線との交差点 ” S からH見通し線とSからU見通し線との交差点 ” T からH見通し線とTからV見通し線との交差点 ” U からH見通し線とUからW見通し線との交差点 ” V からH見通し線とVからX見通し線との交差点 ” W からH見通し線とWからY見通し線との交差点 ” X からH見通し線とXからZ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年1月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町豊島家浦	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正當な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第41号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島家浦地先 (因子瀬)	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホウ、ホイの4直線に囲まれた区域 ハ 北緯34度30分4秒、東経134度4分53秒の点 ニ 北緯34度30分4秒、東経134度4分53秒の点 ホ 北緯34度30分4秒、東経134度4分53秒の点 ヘ 北緯34度31分7秒、東経134度4分15秒の点	基点A 家浦、鹿瀬境界(深川川尻) ” B 甲浦 ” C 豊島周南市切石鼻西端 ” D 白波北端 ” E 鹿毛高瀬 ” F 魚崎 ” G 豊島井上 ” H 甲浦高瀬 点A イ からH見通し線とEからF見通し線との交差点 ” G からH見通し線とGからI見通し線との交差点 ” H からH見通し線とHからJ見通し線との交差点 ” I からH見通し線とIからK見通し線との交差点 ” J からH見通し線とJからL見通し線との交差点 ” K からH見通し線とKからM見通し線との交差点 ” L からH見通し線とLからN見通し線との交差点 ” M からH見通し線とMからO見通し線との交差点 ” N からH見通し線とNからP見通し線との交差点 ” O からH見通し線とOからQ見通し線との交差点 ” P からH見通し線とPからR見通し線との交差点 ” Q からH見通し線とQからS見通し線との交差点 ” R からH見通し線とRからT見通し線との交差点 ” S からH見通し線とSからU見通し線との交差点 ” T からH見通し線とTからV見通し線との交差点 ” U からH見通し線とUからW見通し線との交差点 ” V からH見通し線とVからX見通し線との交差点 ” W からH見通し線とWからY見通し線との交差点 ” X からH見通し線とXからZ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年1月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町豊島家浦	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正當な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第42号	四萬漁業協同組合	小豆郡土庄町小江長浜地先	漁場の区域 イハ、ハニ、ニホ、ホウ、ホイの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度31分60秒、東経134度10分31秒の点 ニ 北緯34度32分17秒、東経134度11分37秒の点 ホ 北緯34度31分25秒、東経134度11分37秒の点 ヘ 北緯34度31分14秒、東経134度10分41秒の点	基点A 千葉島南端から方位1度100メートルのところ ” B 千葉島南端 ” C 千葉島北端 ” D 千葉島北端 ” E 墓形崎北端 ” F 墓形崎北端 ” G 墓形崎北端 ” H 墓形崎北端 点A イ からH見通し線とEからF見通し線との交差点 ” G からH見通し線とGからI見通し線との交差点 ” H からH見通し線とHからJ見通し線との交差点 ” I からH見通し線とIからK見通し線との交差点 ” J からH見通し線とJからL見通し線との交差点 ” K からH見通し線とKからM見通し線との交差点 ” L からH見通し線とLからN見通し線との交差点 ” M からH見通し線とMからO見通し線との交差点 ” N からH見通し線とNからP見通し線との交差点 ” O からH見通し線とOからQ見通し線との交差点 ” P からH見通し線とPからR見通し線との交差点 ” Q からH見通し線とQからS見通し線との交差点 ” R からH見通し線とRからT見通し線との交差点 ” S からH見通し線とSからU見通し線との交差点 ” T からH見通し線とTからV見通し線との交差点 ” U からH見通し線とUからW見通し線との交差点 ” V からH見通し線とVからX見通し線との交差点 ” W からH見通し線とWからY見通し線との交差点 ” X からH見通し線とXからZ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年1月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町小江・長浜・瀧宮	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正當な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県済区 区画漁業に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第43号	四海漁業協同組合	小豆郡土庄町小島地先	漁場の区域 ハニ、二ホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度29分43秒、東経134度4分20秒の点 口 北緯34度29分43秒、東経134度4分51秒の点 ホ 北緯34度29分43秒、東経134度6分42秒の点 ヘ 北緯34度29分39秒、東経134度7分20秒の点	基点A 愛媛県虹之岬山との接 口 北緯34度4分36.824秒、東経134度4分54.473秒の点) 〃 B 基点北端 〃 C 基点東端 〃 D 土居港入口灯浮標 〃 E 土居港灯浮標(5メートル) 〃 F 小島島崎地端 〃 G 黒島南端 〃 H 高松市岩木島北西端 〃 I 小島島崎地端 〃 J 小島島崎見通し端 〃 K 愛媛送電新鉄塔 〃 L 黒島34度48分48.92秒、東経134度4分56.886秒の点) イ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ロ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ハ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ニ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ホ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ヘ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 〃 カからE見通し線とDからE見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第44号	北浦漁業協同組合	小豆郡土庄町北浦小島地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ニホ、ニヒの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度32分49秒、東経134度19分18秒の点 口 北緯34度32分49秒、東経134度14分53秒の点 ホ 北緯34度32分32秒、東経134度14分51秒の点 ヘ 北緯34度32分32秒、東経134度15分38秒の点	基点A 千葉県南房から東方付度100メートルのところ 口 北緯34度4分42.722秒、東経134度9分59.936秒の点) 〃 B 基点北端 〃 C 基点東端 〃 D 見通し端 〃 E 小島地端 〃 F 小島島崎の森の森の電柱(17-1) 〃 G 小島島崎地端 〃 H 見通し端 〃 I 小島島崎地端 〃 J 小島島崎見通し端 〃 K 小島島崎地端 〃 L 小島島崎地端 〃 M 小島島崎地端 〃 N 小島島崎地端 〃 O 小島島崎地端 〃 P 小島島崎地端 〃 Q 小島島崎地端 〃 R 小島島崎地端 〃 S 小島島崎地端 〃 T 小島島崎地端 〃 U 小島島崎地端 〃 V 小島島崎地端 〃 W 小島島崎地端 〃 X 小島島崎地端 〃 Y 小島島崎地端 〃 Z 小島島崎地端 点 イ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ロ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ハ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ニ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ホ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ヘ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 〃 カからE見通し線とDからE見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町馬越・雁形崎・見目・小海	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第45号	北浦漁業協同組合	小豆郡土庄町北浦元自地先	漁場の区域 口ハ、ヘト、トハ、ホハの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度32分19秒、東経134度11分40秒の点 口 北緯34度31分27秒、東経134度11分30秒の点 ホ 北緯34度32分42秒、東経134度11分51秒の点 ヘ 北緯34度32分0秒、東経134度13分20秒の点	基点A 千葉県南房から東方付度100メートルのところ (北緯34度4分42.722秒、東経134度9分59.936秒の点) 〃 B 高松山高頂(104メートル) 〃 C 株式会社日本亞米利小豆島事務所跡東洋棧橋事業基部 〃 D 見通し端 〃 E 年間漁業防波堤突堤 〃 F 見通し端 〃 G 小島島崎地端 〃 H 国道19号内市高島西の高 点 イ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ロ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ハ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ニ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ホ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ヘ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 〃 カからE見通し線とDからE見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町馬越・雁形崎・見目・小海	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第46号	唐橋漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島唐橋小宮崎地先	漁場の区域 イロ、ロニ、ニホ、ニヒの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度30分53秒、東経134度6分53秒の点 口 北緯34度30分53秒、東経134度6分50秒の点 ホ 北緯34度29分54秒、東経134度6分52秒の点 ヘ 北緯34度29分54秒、東経134度5分41秒の点	基点A 甲幡山高頂 〃 B 虹之岬端 〃 C 白崎 〃 D 豊島町井戸原尻鼻 〃 E 豊島町中津 〃 F 豊島町中津 〃 G カヌメズ 〃 H 小豆島中の高 〃 I 高島山高頂 〃 J 大島山高頂 点 イ カからE見通し延長線とDからF見通し延長線との交差点 ロ カからE見通し延長線とDからG見通し延長線との交差点 ハ カからE見通し延長線とDからG見通し延長線との交差点 ニ カからE見通し延長線とDからH見通し延長線との交差点 ホ カからE見通し延長線とDからI見通し延長線との交差点 ヘ カからE見通し延長線とDからJ見通し延長線との交差点 〃 カからE見通し延長線とEからEへ60メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町豊島唐橋	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第47号	唐橋漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島唐橋地先 (区字第)	漁場の区域 ロハ、ハニ、二ホ、ヘロ、ヘハの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度30分53秒、東経134度4分28秒の点 口 北緯34度30分53秒、東経134度4分25秒の点 ホ 北緯34度29分54秒、東経134度4分22秒の点 ヘ 北緯34度29分54秒、東経134度4分23秒の点	基点A 唐橋、愛鷹境界(深谷川原) 口 北緯34度4分49.145秒、東経134度4分40.593秒の点) 〃 B 小島崎東端 〃 C 千葉県北端 〃 D 国道19号内市高島西端 〃 E 唐橋港内市串野外渡端 (北緯34度4分57.803秒、東経134度2分39.049秒の点) 〃 F カガガ島 〃 G 高島山高頂(104メートル) 点 イ カからE見通し延長線とDからF見通し延長線との交差点 ロ カからE見通し延長線とDからG見通し延長線との交差点 ハ カからE見通し延長線とDからH見通し延長線との交差点 ニ カからE見通し延長線とDからI見通し延長線との交差点 ホ カからE見通し延長線とDからJ見通し延長線との交差点 ヘ カからE見通し延長線とEからEへ60メートルのところ 〃 カからE見通し延長線とEからEへ200メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町豊島唐橋	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第48号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町崎地先	漁場の区域 ロハ、ハニ、二ホ、ホハの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度28分59秒、東経134度25分44秒の点 口 北緯34度28分59秒、東経134度25分33秒の点 ホ 北緯34度28分59秒、東経134度25分32秒の点 ヘ 北緯34度28分59秒、東経134度25分31秒の点	基点A 桜島北端 〃 B 桜島南端 〃 C ぬまき島高島 〃 D 鳥取県南端 〃 E 唐橋港内市高島高頂 点 イ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ロ カからE見通し線とDからF見通し線との交差点 ハ カからE見通し線とDからG見通し線との交差点 ニ カからE見通し線とDからH見通し線との交差点 ホ カからE見通し線とDからI見通し線との交差点 ヘ カからE見通し線とEからEへ250メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町崎地先	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第49号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町坂手大泊地先	漁場の区域 イロ、ロニ、ニホ、ロヒの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度27分13秒、東経134度21分51秒の点 口 北緯34度27分13秒、東経134度21分49秒の点 ホ 北緯34度27分58秒、東経134度21分49秒の点 ヘ 北緯34度27分58秒、東経134度20分50秒の点	基点A 黒島子島端 〃 B 水子原 〃 C 黒島北端 〃 D ドリーム 点 イ カからE見通し線とDからE見通し線との交差点 ロ カからE見通し線とDからF見通し線との交差点 ハ カからE見通し線とDからG見通し線との交差点 ニ カからE見通し線とDからH見通し線との交差点 ホ カからE見通し線とDからI見通し線との交差点 ヘ カからE見通し線とEからEへ1,300メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町坂手	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第50号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町坂手小島南東地先	漁場の区域 口、ハニ、二ホ、ウロの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度26分49秒、東経134度19分55秒の点 イ 北緯34度26分52秒、東経134度19分32秒の点 二 北緯34度26分34秒、東経134度19分10秒の点 ホ 北緯34度26分49秒、東経134度19分32秒の点	基点A 小島西端 n 小島東端 n C 喬戸防砂堤(東から4本目) n D 大島北端 n E 大島東岸原瀬路第1号灯浮標 n F むねき市大島北の高頂(145メートル) n G 小豆島町ヨシシマノノガタ端 n H 佐多岬 点 イ カからD見通し線とEからB200メートルのところ n イ カからD見通し線とDからB150メートルのところ n ハ ロウからE見通し線とイからE見通し線との交差点 n ヒカレからE見通し線とイからE見通し線との交差点 n ホ カからD見通し線とCからB見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から12月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町坂手	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに漁設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第51号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町坂手浜戸地先	漁場の区域 C、イ、ロウ、ロの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 イ 北緯34度26分52秒、東経134度19分38秒の点 ロ 北緯34度26分49秒、東経134度19分39秒の点	基点A 港浦海岸堤防の堤壁突堤 n B 大島北の高頂(160メートル) n C 港浦海岸堤防から2目の突堤突堤 n D 喬戸防砂堤基礎部(東から4本目) n E 大島東端 n F 小島南の高頂	第一種区画漁業	藻類養殖業	12月 1日から翌年6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町坂手	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに漁設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第52号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町田浦東地先	漁場の区域 イニ、ニハ、ハロ、ハイの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度26分43秒、東経134度18分23秒の点 ニ 北緯34度26分43秒、東経134度18分23秒の点 ホ 北緯34度26分43秒、東経134度18分23秒の点 二 北緯34度26分35秒、東経134度17分23秒の点	基点A 大舟島 n B 大島北の高頂(160メートル) n C 大島の島 n D 佐多漁港の堤壁突堤 n E 大島東端 n F 大島南 n G 田浦東港の水門 n H 佐多島 n I 佐多島東端 n J 大島北端 n K 小豆島町ヨシシマノノガタ 点 イ カからD見通し線とBからG見通し線との交差点 n イ カからD見通し線とCからE見通し線との交差点 n ハ ロウからE見通し線とCからK見通し線との交差点 n ニ カからD見通し線とCからK見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町坂手・苗屋・堀越・田浦・西村	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに漁設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第53号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町福島北東地先	漁場の区域 イニ、ニハ、ハロ、ロイの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度25分30秒、東経134度18分20秒の点 ニ 北緯34度25分30秒、東経134度18分20秒の点 ホ 北緯34度25分31秒、東経134度17分28秒の点 二 北緯34度25分44秒、東経134度18分19秒の点	基点A 大舟鼻南端 n B 大舟鼻 n C 大舟鼻 n D 花波島 n E 大島北部 n F 大島東端 n G 松島高頂 点 イ カからD見通し線とBからG見通し線との交差点 n イ カからD見通し線とCからE見通し線との交差点 n ハ ロウからE見通し線とCからF見通し線との交差点 n ニ カからD見通し線とBからG見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町坂手	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに漁設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第54号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町田浦地先	漁場の区域 直接ABと最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 大舟鼻 n B 坂谷鼻端	第一種区画漁業	藻類養殖業	12月 1日から翌年6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町苗屋・田浦・西村	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに漁設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。	
区第55号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町田浦南地先	漁場の区域 イロ、ロウ、ホウ、ニニ、二ホ、ハイの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度26分30秒、東経134度16分30秒の点 ロ 北緯34度26分28秒、東経134度16分58秒の点 ホ 北緯34度26分31秒、東経134度16分52秒の点 ニ 北緯34度25分59秒、東経134度16分52秒の点	基点A 沖ハナケ灯浮標 n B 中島 n C ならびの大石 n D 大舟鼻 n E 大島東端 n F 佐多島 n G 小豆島町花井房島 n H 小豆島町瀬野山頂(99メートル) 点 イ カからD見通し線とCからE見通し線との交差点 n イ カからD見通し線とBからF見通し線との交差点 n ハ ロウからE見通し線とCからG見通し線との交差点 n ニ カからD見通し線とCからH見通し線との交差点 n ホ カからD見通し線とCからI見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町苗屋・堀越・田浦・西村	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに漁設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第56号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町田浦西地先	漁場の区域 ハニ、ホウ、ニニ、ホウ、ヘイの4直線に囲まれた区域 ハ 北緯34度25分39秒、東経134度16分20秒の点 ニ 北緯34度25分42秒、東経134度16分24秒の点 ホ 北緯34度26分29秒、東経134度16分18秒の点 ニ 北緯34度27分09秒、東経134度16分52秒の点	基点A 地ノハナ瀬灯浮標 n B 沖ハナケ灯浮標 n C 中島 n D 佐多島 n E 佐多島 n F 佐多島 n G 小豆島町花井房島 n H 小豆島町瀬野山頂(99メートル) 点 イ カからD見通し線とCからE見通し線との交差点 n イ カからD見通し線とBからF見通し線との交差点 n ハ ロウからE見通し線とCからG見通し線との交差点 n ニ カからD見通し線とCからH見通し線との交差点 n ホ カからD見通し線とCからI見通し線との交差点 n ホ カからD見通し線とCからE~100メートルのところ n ニ カからD見通し線とCからE~100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町苗屋・堀越・田浦・西村	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに漁設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第57号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町神浦地先	漁場の区域 A、イ、ロ、ロの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 A 北緯34度25分39秒7分秒、東経134度13分47秒2分秒の点 イ 北緯34度25分44秒、東経134度13分46秒の点 ロ 北緯34度25分40秒、東経134度13分27秒の点	基点A 株式会社サキス筑跡防護堤岸屈曲部 n B 長崎鼻高頂 n C 前島西北端 n D 佐多島 n E 佐多島 点 イ カからD見通し線とCからE見通し線との交差点 n イ カからD見通し線とBからF見通し線との交差点 n ハ ロウからE見通し線とCからG見通し線との交差点 n ニ カからD見通し線とCからH見通し線との交差点 n ホ カからD見通し線とCからI見通し線との交差点 n ホ カからD見通し線とCからE~100メートルのところ n ニ カからD見通し線とCからE~100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	12月 1日から翌年6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町神浦	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに漁設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第58号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町室生地先	漁場の区域 A、イ、ロ、ロの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 A 北緯34度29分38秒、東経134度15分53秒の点 イ 北緯34度28分57秒、東経134度15分54秒の点 ロ 北緯34度28分49秒、東経134度15分48秒の点	基点A 小豆郡ふるさと護岸西側屈曲部 n B 長崎鼻西端 n C オホの鼻 n D 旧二生村、三郷村池田浜御用所 点 イ カからD見通し線とCからE見通し線との交差点 n イ カからD見通し線とBからF見通し線との交差点 n ハ ロウからE見通し線とCからG見通し線との交差点 n ニ カからD見通し線とCからH見通し線との交差点 n ホ カからD見通し線とCからI見通し線との交差点 n ホ カからD見通し線とCからE~100メートルのところ n ニ カからD見通し線とCからE~100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	12月 1日から翌年6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町室生	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに漁設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第59号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町瀬生地先	漁場の区域 A、イ、ロ、ロの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 A 北緯34度29分34秒、東経134度15分53秒の点 C 北緯34度28分27秒、東経134度15分24秒の点 C 北緯34度28分32秒、東経134度15分22秒の点 D 北緯34度28分24秒、東経134度15分48秒の点	基点A 旧雀巣園の鼻 n B オホの鼻 n C 鶴崎防砂堤修繕センターの鼻 n D 旧二生村、三郷村池田浜御用所 点 イ カからD見通し線とCからE見通し線との交差点 n イ カからD見通し線とBからF見通し線との交差点 n ハ ロウからE見通し線とCからG見通し線との交差点 n ニ カからD見通し線とCからH見通し線との交差点 n ホ カからD見通し線とCからI見通し線との交差点 n ホ カからD見通し線とCからE~100メートルのところ n ニ カからD見通し線とCからE~100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	12月 1日から翌年6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町瀬生	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに漁設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第60号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町蒲生地先	漁場の区域 イロハ、ハニ、ニ、ホイの4直線に囲まれた区域 北緯34度25分5秒、東経134度12分44秒の点 北緯34度28分11秒、東経134度12分44秒の点 北緯34度28分3秒、東経134度12分42秒の点 北緯34度28分4秒、東経134度12分16秒の点	基点A 観音崎南端 B 長崎鼻南端 C 大瀬崎南端 D 東根生南防波堤基部 E 土庄町井戸島北端 F 土庄町大糸島北端 G 岩城島北端 H 高松市庵治町高根南東端 I カから見通し線とからH見通し線との交差点 J カから見通し線とからI見通し線との交差点 K カから見通し線とからG見通し線との交差点 L カから見通し線と直線上にIから南へ引いた線とBからG見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和6年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町蒲生	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁業の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第61号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町飛崎地先	漁場の区域 ハ、ヘ、ハニ、ホイの4直線に囲まれた区域 北緯34度27分5秒、東経134度11分59秒の点 北緯34度28分58秒、東経134度11分59秒の点 北緯34度27分13秒、東経134度12分3秒の点 北緯34度28分34秒、東経134度12分25秒の点 北緯34度27分50秒、東経134度12分42秒の点	基点A 土庄町双子浦東側埋立地西端 北緯34度28分57.818秒、東経134度11分59.061秒の点 B 長崎鼻南防波堤基部 C 東根生南防波堤基部 D 羽生南端 E 井戸島高頂 F 土庄町大糸島北端 G 吉野高頂(208メートル) H 長崎鼻西端 I 岩城島北端 J 高松市庵治町高根南東端 K 高松市庵治町高根南東端 L 小豆郡大糸島北端 M 土庄町木造西高根南端 N 土庄町木造西高根南端 O 土庄町木造西高根南端 P 土庄町木造西高根南端 Q 土庄町木造西高根南端 R 土庄町木造西高根南端 S 土庄町木造西高根南端 T 土庄町木造西高根南端 U 土庄町木造西高根南端 V 土庄町木造西高根南端 W 土庄町木造西高根南端 X 土庄町木造西高根南端 Y 土庄町木造西高根南端 Z 土庄町木造西高根南端 点 カから見通し線とからI見通し線との交差点 カから見通し線とMからJ見通し線との交差点 カから見通し線とからK見通し線との交差点 カから見通し線とからL見通し線との交差点 カから見通し線とからM見通し線との交差点 カから見通し線とからN見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町池田・蒲生・室生・二面・吉野・蒲野・神浦	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁業の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第62号	代表 屋島漁業協同組合 尾治漁業協同組合	高松市屋島町南郷地先	漁場の区域 イロハ、ハニ、ホイの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 北緯34度29分5秒、東経134度46分46秒の点 北緯34度29分10秒、東経134度46分40秒の点 北緯34度29分24秒、東経134度46分40秒の点 北緯34度21分50秒、東経134度12分42秒の点	基点A 旧石塚山東北角 国立研究開発法人水産研究・教育機関旧屋島研究会設地理立地南西角より 尾治沿いに50メートルのところ B 旧石塚山東北角 C 旧石塚山東北角 D 旧石塚山東北角 E 旧石塚山東北角 F 旧石塚山東北角 G 旧石塚山東北角 H 旧石塚山東北角 I 旧石塚山東北角 J 旧石塚山東北角 K 旧石塚山東北角 L 旧石塚山東北角 M 旧石塚山東北角 N 旧石塚山東北角 O 旧石塚山東北角 P 旧石塚山東北角 Q 旧石塚山東北角 R 旧石塚山東北角 S 旧石塚山東北角 T 旧石塚山東北角 U 旧石塚山東北角 V 旧石塚山東北角 W 旧石塚山東北角 X 旧石塚山東北角 Y 旧石塚山東北角 Z 旧石塚山東北角 点 カから見通し線とからH見通し線との交差点 カから見通し線とMからJ見通し線との交差点 カから見通し線とからK見通し線との交差点 カから見通し線とからL見通し線との交差点 カから見通し線とからN見通し線との交差点 カから見通し線とからO見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	3月1日から6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市尾治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁業の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第63号	代表 屋島漁業協同組合 尾治漁業協同組合	高松市屋島東町長崎旧屋島漁業地先	漁場の区域 ハ、ホリ、リエ、ヘの4直線に囲まれた区域 北緯34度23分21秒、東経134度6分14秒の点 北緯34度23分3秒、東経134度6分18秒の点 北緯34度23分15秒、東経134度6分50秒の点 北緯34度23分59秒、東経134度6分5秒の点	基点A 長崎鼻北端 B 長崎鼻の高頂 C 旧石塚山東南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ D 旧石塚山東南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ (北緯34度2分49.836秒、東経134度5分53.92秒の点) E 尾治町丸山大西洋南西端 F 尾治町丸山大西洋南西端 G 尾治町丸山大西洋南西端 H 尾治町丸山大西洋南西端 I 尾治町丸山大西洋南西端 J 尾治町丸山大西洋南西端 K 尾治町丸山大西洋南西端 L 尾治町丸山大西洋南西端 点 カから見通し線とからH見通し線との交差点 カから見通し線とからI見通し線との交差点 カから見通し線とからJ見通し線との交差点 カから見通し線とからK見通し線との交差点 カから見通し線とからL見通し線との交差点 カから見通し線とからM見通し線との交差点 カから見通し線とからN見通し線との交差点 カから見通し線とからO見通し線との交差点 カから見通し線とからP見通し線との交差点 カから見通し線とからQ見通し線との交差点 カから見通し線とからR見通し線との交差点 カから見通し線とからS見通し線との交差点 カから見通し線とからT見通し線との交差点 カから見通し線とからU見通し線との交差点 カから見通し線とからV見通し線との交差点 カから見通し線とからW見通し線との交差点 カから見通し線とからX見通し線との交差点 カから見通し線とからY見通し線との交差点 カから見通し線とからZ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市尾治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁業の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第64号	代表 屋島漁業協同組合 尾治漁業協同組合	高松市屋島長崎東部地先	漁場の区域 A、二ホ、ホリ、ホイの4直線に囲まれた区域 北緯34度23分5秒、東経134度5分39秒の点 北緯34度23分3秒、東経134度5分48秒の点 北緯34度23分7秒、東経134度5分42秒の点	基点A 長崎鼻北端 B 長崎鼻の高頂 C 旧石塚山東南防波堤基部と最大高潮時海岸線との交差点 D 旧石塚山東南防波堤基部と最大高潮時海岸線との交差点 E 旧石塚山東南防波堤基部と最大高潮時海岸線との交差点 F 土庄町大糸島北端 G 女木島北端 H 旧石塚山東南防波堤基部と最大高潮時海岸線との交差点 I 旧石塚山東南防波堤基部と最大高潮時海岸線との交差点 J 旧石塚山東南防波堤基部と最大高潮時海岸線との交差点 K 旧石塚山東南防波堤基部と最大高潮時海岸線との交差点 L 旧石塚山東南防波堤基部と最大高潮時海岸線との交差点 点 カから見通し線とからH見通し線との交差点 カから見通し線とからI見通し線との交差点 カから見通し線とからJ見通し線との交差点 カから見通し線とからK見通し線との交差点 カから見通し線とからL見通し線との交差点 カから見通し線とからM見通し線との交差点 カから見通し線とからN見通し線との交差点 カから見通し線とからO見通し線との交差点 カから見通し線とからP見通し線との交差点 カから見通し線とからQ見通し線との交差点 カから見通し線とからR見通し線との交差点 カから見通し線とからS見通し線との交差点 カから見通し線とからT見通し線との交差点 カから見通し線とからU見通し線との交差点 カから見通し線とからV見通し線との交差点 カから見通し線とからW見通し線との交差点 カから見通し線とからX見通し線との交差点 カから見通し線とからY見通し線との交差点 カから見通し線とからZ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市尾治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁業の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第65号	屋島漁業協同組合	高松市屋島長崎西部地先	漁場の区域 イロハ、ハニ、ホイの4直線に囲まれた区域 北緯34度22分58秒、東経134度5分29秒の点 北緯34度22分33秒、東経134度5分59秒の点 北緯34度23分0秒、東経134度5分29秒の点	基点A 海岸鼻北端 B 海岸鼻北端 C 海岸鼻北端 D 女木島北端 E 旧石塚山東南防波堤基部と最大高潮時海岸線との交差点 F 土庄町大糸島北端 G 女木島北端 H 旧石塚山東南防波堤基部と最大高潮時海岸線との交差点 I 旧石塚山東南防波堤基部と最大高潮時海岸線との交差点 J 旧石塚山東南防波堤基部と最大高潮時海岸線との交差点 K 旧石塚山東南防波堤基部と最大高潮時海岸線との交差点 L 旧石塚山東南防波堤基部と最大高潮時海岸線との交差点 点 カから見通し線とからH見通し線との交差点 カから見通し線とからI見通し線との交差点 カから見通し線とからJ見通し線との交差点 カから見通し線とからK見通し線との交差点 カから見通し線とからL見通し線との交差点 カから見通し線とからM見通し線との交差点 カから見通し線とからN見通し線との交差点 カから見通し線とからO見通し線との交差点 カから見通し線とからP見通し線との交差点 カから見通し線とからQ見通し線との交差点 カから見通し線とからR見通し線との交差点 カから見通し線とからS見通し線との交差点 カから見通し線とからT見通し線との交差点 カから見通し線とからU見通し線との交差点 カから見通し線とからV見通し線との交差点 カから見通し線とからW見通し線との交差点 カから見通し線とからX見通し線との交差点 カから見通し線とからY見通し線との交差点 カから見通し線とからZ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁業の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第66号	屋島漁業協同組合	高松市屋島西町蒲生護岸地先	漁場の区域 イロハ、ハニ、ホイの4直線に囲まれた区域 北緯34度21分54秒、東経134度5分17秒の点 北緯34度22分13秒、東経134度5分29秒の点 北緯34度22分11秒、東経134度5分29秒の点 北緯34度22分11秒、東経134度5分20秒の点	基点A 港水港東北側防波堤基部より北側岸並沿い150メートルのところ (北緯34度2分53.169秒、東経134度4分29.248秒の点) B 女木島南端 C 女木島北端 D 女木島日出上人記念碑 E 土庄町大糸島北端 点 カから見通し線とからH見通し線との交差点 カから見通し線とからI見通し線との交差点 カから見通し線とからJ見通し線との交差点 カから見通し線とからK見通し線との交差点 カから見通し線とからL見通し線との交差点 カから見通し線とからM見通し線との交差点 カから見通し線とからN見通し線との交差点 カから見通し線とからO見通し線との交差点 カから見通し線とからP見通し線との交差点 カから見通し線とからQ見通し線との交差点 カから見通し線とからR見通し線との交差点 カから見通し線とからS見通し線との交差点 カから見通し線とからT見通し線との交差点 カから見通し線とからU見通し線との交差点 カから見通し線とからV見通し線との交差点 カから見通し線とからW見通し線との交差点 カから見通し線とからX見通し線との交差点 カから見通し線とからY見通し線との交差点 カから見通し線とからZ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年8月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁業の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第67号	屋島漁業協同組合	高松市屋島西町瀬生地先	漁場の区域 ホロ、ロヘ、ヘト、チラ、ツヌ、スル、ルホの8直線に囲まれた区域 北緯34度24分22秒、東経134度5分11秒の点 北緯34度24分22秒、東経134度5分11秒の点 北緯34度22分9秒、東経134度5分1秒の点 北緯34度21分55秒、東経134度5分8秒の点 北緯34度22分14秒、東経134度5分3秒の点 北緯34度22分23秒、東経134度5分2秒の点 北緯34度21分57秒、東経134度4分55秒の点	基点A 浦生瀬岸北端 n C 浦生瀬岸北端(イサム堤) n D 浦生瀬岸北端(防波堤突端) n E 大糸島 n F 女木島南端 n G 女木島北端 n H 女木島町上久松記念碑 n I 土庄町立豊島西端 点 A イ からE見通し線とD-H見通し線との交差点 点 B A-H見通し線とC-I見通し線との交差点 n H からE見通し線とD-H見通し線との交差点 n I カミラ見通し線とIからJ見通し線との交差点 n K カミラ見通し線とKからL見通し線との交差点 n L カミラ見通し線とLからM見通し線との交差点 n M カミラ見通し線とNからO見通し線との交差点 n N カミラ見通し線とPからQ見通し線との交差点 n O カミラ見通し線とRからS見通し線との交差点 n P カミラ見通し線とTからU見通し線との交差点 n Q カミラ見通し線とVからW見通し線との交差点 n R カミラ見通し線とXからY見通し線との交差点 n S カミラ見通し線とZからAA見通し線との交差点 n T カミラ見通し線とBBからCC見通し線との交差点 n U カミラ見通し線とDDからEE見通し線との交差点 n V カミラ見通し線とFFからGG見通し線との交差点 n W カミラ見通し線とHHからII見通し線との交差点 n X カミラ見通し線とJJからKK見通し線との交差点 n Y カミラ見通し線とMMからNN見通し線との交差点 n Z カミラ見通し線とOOからPP見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和6年1月から翌年6月30日まで	令和6年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第68号	屋島漁業協同組合	高松市屋島西町旧屋島塙田地先	漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハの4直線に囲まれた区域 北緯34度21分15秒、東経134度4分55秒の点 北緯34度21分15秒、東経134度5分2秒の点 北緯34度21分19秒、東経134度5分3秒の点 北緯34度21分21秒、東経134度4分55秒の点	基点A 浜名港南波堤端 n B 浜名港南波堤端(400メートルのところ) n C 朝日町G番地2号防波堤突端から南への番号の排水口 (北緯34度4分28.46秒、東経134度4分40.92秒の点) n D からE見通し線とF-G見通し線との交差点 点 A イ からE見通し線とG-H見通し線との交差点 点 B カミラ見通し線とIからJ見通し線との交差点 点 C カミラ見通し線とKからL見通し線との交差点 点 D カミラ見通し線とMからN見通し線との交差点 点 E カミラ見通し線とOからP見通し線との交差点 点 F カミラ見通し線とQからR見通し線との交差点 点 G カミラ見通し線とSからT見通し線との交差点 点 H カミラ見通し線とUからV見通し線との交差点 点 I カミラ見通し線とWからX見通し線との交差点 点 J カミラ見通し線とYからZ見通し線との交差点 点 K カミラ見通し線とAAからBB見通し線との交差点 点 L カミラ見通し線とCCからDD見通し線との交差点 点 M カミラ見通し線とEEからFF見通し線との交差点 点 N カミラ見通し線とGGからHH見通し線との交差点 点 O カミラ見通し線とIIからJJ見通し線との交差点 点 P カミラ見通し線とKKからLL見通し線との交差点 点 Q カミラ見通し線とMMからNN見通し線との交差点 点 R カミラ見通し線とOOからPP見通し線との交差点 点 S カミラ見通し線とQQからRR見通し線との交差点 点 T カミラ見通し線とTTからUU見通し線との交差点 点 V カミラ見通し線とVVからWW見通し線との交差点 点 W カミラ見通し線とXXからYY見通し線との交差点 点 X カミラ見通し線とZZからAA見通し線との交差点 点 Y カミラ見通し線とBBからCC見通し線との交差点 点 Z カミラ見通し線とDDからEE見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	3月1日から6月30日まで	令和6年10月1日から令和6年6月30日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第69号	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市浜ノ町的場海岸地先	漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハの4直線に囲まれた区域 北緯34度21分27秒、東経134度2分25秒の点 北緯34度21分16秒、東経134度2分27秒の点 北緯34度21分19秒、東経134度2分8秒の点 北緯34度21分32秒、東経134度2分7秒の点	基点A 2006.1.CI ASPACC浜松会開港記念碑(シガポート記念碑) (北緯34度4分19.68秒、東経134度2分46.864秒の点) n B キヤハーバー西浜波堤東部から屋島泊引合70メートルのところ n C 大野場屋島西防波堤基礎から屋島泊引合西-164メートルのところ n D 小糸島高架 n E 直島町井手東端 n F 女木島高架 点 A イ からE見通し線とG-H見通し線との交差点 点 B カミラ見通し線とIからJ見通し線との交差点 点 C カミラ見通し線とKからL見通し線との交差点 点 D カミラ見通し線とMからN見通し線との交差点 点 E カミラ見通し線とOからP見通し線との交差点 点 F カミラ見通し線とQからR見通し線との交差点 点 G カミラ見通し線とSからT見通し線との交差点 点 H カミラ見通し線とUからV見通し線との交差点 点 I カミラ見通し線とWからX見通し線との交差点 点 J カミラ見通し線とYからZ見通し線との交差点 点 K カミラ見通し線とAAからBB見通し線との交差点 点 L カミラ見通し線とCCからDD見通し線との交差点 点 M カミラ見通し線とEEからFF見通し線との交差点 点 N カミラ見通し線とGGからHH見通し線との交差点 点 O カミラ見通し線とIIからJJ見通し線との交差点 点 P カミラ見通し線とKKからLL見通し線との交差点 点 Q カミラ見通し線とMMからNN見通し線との交差点 点 R カミラ見通し線とOOからPP見通し線との交差点 点 S カミラ見通し線とQQからRR見通し線との交差点 点 T カミラ見通し線とTTからUU見通し線との交差点 点 V カミラ見通し線とVVからWW見通し線との交差点 点 W カミラ見通し線とXXからYY見通し線との交差点 点 X カミラ見通し線とZZからAA見通し線との交差点 点 Y カミラ見通し線とBBからCC見通し線との交差点 点 Z カミラ見通し線とDDからEE見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和6年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市サンポート・浜ノ町・周町・瀬戸内町・新北町・郷東町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第70号	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸内町高松漁港西地先	漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハ、ヘト、トイの7直線に囲まれた区域 北緯34度21分23秒、東経134度1分59秒の点 北緯34度21分19秒、東経134度1分57秒の点 北緯34度21分19秒、東経134度1分43秒の点 北緯34度21分19秒、東経134度1分42秒の点 北緯34度21分19秒、東経134度1分40秒の点 北緯34度21分19秒、東経134度1分25秒の点 北緯34度21分25秒、東経134度1分27秒の点	基点A 2006.1.CI ASPACC浜松会開港記念碑(シガポート記念碑) (北緯34度4分19.68秒、東経134度2分46.864秒の点) n B 港内町松浦港8号防波堤基部(西側埋立地東角) n C 清水谷川河倒樋頭北西端 n D 港谷川河倒樋頭北東端 n E 新町里地北防波堤頭屈曲部 n F 新町里地北防波堤頭屈曲部 n G 新町里地北防波堤頭屈曲部 n H 土庄町里地北防波堤頭 n I 土庄町里地北防波堤頭(北山川) n J 土庄町里地北防波堤頭(北山川) 点 A イ からE見通し線とF-G見通し線との交差点 点 B カミラ見通し線とH-I見通し線との交差点 点 C カミラ見通し線とJ-K見通し線との交差点 点 D カミラ見通し線とL-M見通し線との交差点 点 E カミラ見通し線とN-O見通し線との交差点 点 F カミラ見通し線とP-Q見通し線との交差点 点 G カミラ見通し線とR-S見通し線との交差点 点 H カミラ見通し線とT-U見通し線との交差点 点 I カミラ見通し線とV-W見通し線との交差点 点 J カミラ見通し線とX-Y見通し線との交差点 点 K カミラ見通し線とZ-AA見通し線との交差点 点 L カミラ見通し線とBB-CB見通し線との交差点 点 M カミラ見通し線とDD-EF見通し線との交差点 点 N カミラ見通し線とGG-HH見通し線との交差点 点 O カミラ見通し線とJJ-KK見通し線との交差点 点 P カミラ見通し線とMM-NN見通し線との交差点 点 Q カミラ見通し線とOO-PQ見通し線との交差点 点 R カミラ見通し線とQQ-RS見通し線との交差点 点 S カミラ見通し線とTT-UU見通し線との交差点 点 T カミラ見通し線とVV-WW見通し線との交差点 点 V カミラ見通し線とXX-YY見通し線との交差点 点 W カミラ見通し線とZZ-AA見通し線との交差点 点 X カミラ見通し線とBB-CB見通し線との交差点 点 Y カミラ見通し線とDD-EF見通し線との交差点 点 Z カミラ見通し線とGG-HH見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和6年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市サンポート・浜ノ町・周町・瀬戸内町・新北町・郷東町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第71号	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸内町木場地先	漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハ、ヘト、トイの4直線に囲まれた区域 北緯34度21分22秒、東経134度1分58秒の点 北緯34度21分22秒、東経134度0分36秒の点 北緯34度21分54秒、東経134度0分43秒の点	基点A 2006.1.CI ASPACC浜松会開港記念碑(サンポート記念碑) (北緯34度4分19.68秒、東経134度1分46.864秒の点) n B 港内町松浦港8号防波堤基部(西側埋立地東角) n C 野村橋埋立地北防波堤東角 n D 港谷川河倒樋頭北西端 n E 土庄町里地北防波堤頭屈曲部 n F 土庄町里地北防波堤頭屈曲部 n G 土庄町里地北防波堤頭屈曲部 点 A イ からE見通し線とF-G見通し線との交差点 点 B カミラ見通し線とH-I見通し線との交差点 点 C カミラ見通し線とJ-K見通し線との交差点 点 D カミラ見通し線とL-M見通し線との交差点 点 E カミラ見通し線とN-O見通し線との交差点 点 F カミラ見通し線とP-Q見通し線との交差点 点 G カミラ見通し線とR-S見通し線との交差点 点 H カミラ見通し線とT-U見通し線との交差点 点 I カミラ見通し線とV-W見通し線との交差点 点 J カミラ見通し線とX-Y見通し線との交差点 点 K カミラ見通し線とZ-AA見通し線との交差点 点 L カミラ見通し線とBB-CB見通し線との交差点 点 M カミラ見通し線とDD-EF見通し線との交差点 点 N カミラ見通し線とGG-HH見通し線との交差点 点 O カミラ見通し線とJJ-KK見通し線との交差点 点 P カミラ見通し線とMM-NN見通し線との交差点 点 Q カミラ見通し線とOO-PQ見通し線との交差点 点 R カミラ見通し線とQQ-RS見通し線との交差点 点 S カミラ見通し線とTT-UU見通し線との交差点 点 T カミラ見通し線とVV-WW見通し線との交差点 点 V カミラ見通し線とXX-YY見通し線との交差点 点 W カミラ見通し線とZZ-AA見通し線との交差点 点 X カミラ見通し線とBB-CB見通し線との交差点 点 Y カミラ見通し線とDD-EF見通し線との交差点 点 Z カミラ見通し線とGG-HH見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和6年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市サンポート・浜ノ町・周町・瀬戸内町・新北町・郷東町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第72号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町芋木地先	漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハ、ヘト、トイの4直線に囲まれた区域 北緯34度23分59秒、東経134度3分28秒の点 北緯34度23分56秒、東経134度3分52秒の点 北緯34度24分1秒、東経134度3分52秒の点 北緯34度24分1秒、東経134度3分28秒の点	基点A 平谷用水南端 n B 佐土町大糸原4号の島高頂 点 A カミラ見通し線とA-B見通し線との交差点 点 B カミラ見通し線とC-D見通し線との交差点 n C カミラ見通し線とE-F見通し線との交差点 n D カミラ見通し線とG-H見通し線との交差点 n E 佐土町矢竹島南端 n F 女木島東端 n G 大糸原地2号砂防堤頭 点 A カミラ見通し線とB-C見通し線との交差点 点 B カミラ見通し線とD-E見通し線との交差点 点 C カミラ見通し線とG-H見通し線との交差点 点 D カミラ見通し線とI-J見通し線との交差点 点 E カミラ見通し線とK-L見通し線との交差点 点 F カミラ見通し線とM-N見通し線との交差点 点 G カミラ見通し線とO-P見通し線との交差点 点 H カミラ見通し線とQ-R見通し線との交差点 点 I カミラ見通し線とS-T見通し線との交差点 点 J カミラ見通し線とU-V見通し線との交差点 点 K カミラ見通し線とW-X見通し線との交差点 点 L カミラ見通し線とY-Z見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和6年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市女木町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第73号	東瀬戸漁業協同組合	高松市男木町東地先	漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハ、ヘト、トイの4直線に囲まれた区域 北緯34度25分53秒、東経134度4分12秒の点 北緯34度25分48秒、東経134度4分30秒の点 北緯34度25分13秒、東経134度4分11秒の点 北緯34度25分13秒、東経134度3分59秒の点	基点A 男木島北端 n B 佐土町豊島礼田崎南端 n C 佐土町豊島東端 n D 佐土町豊島西端 n E 佐土町矢竹島南端 n F 女木島東端 n G 大糸原地2号砂防堤頭 点 A カミラ見通し線とB-C見通し線との交差点 点 B カミラ見通し線とD-E見通し線との交差点 点 C カミラ見通し線とG-H見通し線との交差点 点 D カミラ見通し線とI-J見通し線との交差点 点 E カミラ見通し線とK-L見通し線との交差点 点 F カミラ見通し線とM-N見通し線との交差点 点 G カミラ見通し線とO-P見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和6年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市男木町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第74号	香西漁業協同組合	高松市香西本町埋立地地先	漁場の区域 イヘ、ヘニ、ニニ、二の4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度21分58秒、東経134度09分38秒の点 二 北緯34度22分2秒、東経134度00分3秒の点 ホ 北緯34度21分34秒、東経134度05分12秒の点 ハ 北緯34度21分31秒、東経134度06分30秒の点	基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ （北緯34度2分17.113秒、東経134度2分43.147秒の点） 〃 B 香西本町左奥突堤 〃 C 香西本町埋立地東角 〃 D 香西港西側立地東角 〃 E 香西港西側立地東角 〃 F A松島高頂 〃 G 土庄町農業用高さ84メートル 〃 H 土庄町農業用ダム高さ84メートル 点 イ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点 〃 ロ 香西本町埋立地護岸長線にCから北へ15メートルのところ 〃 ハ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点 〃 ホ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点 〃 ハ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点 〃 ホ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月 31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市香西本町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第75号	香西漁業協同組合	高松市香西北町鰐川地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニニ、二の4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度22分19秒、東経134度09分19秒の点 ロ 北緯34度22分27秒、東経134度09分28秒の点 ハ 北緯34度21分53秒、東経133度59分43秒の点 二 北緯34度22分13秒、東経133度59分48秒の点	基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ （北緯34度2分17.113秒、東経134度2分43.147秒の点） 〃 B 香西本町埋立地西面 〃 C 香西本町埋立地西面 〃 D 神在港西側波堤部 〃 E 神在港北側波堤部 〃 F 小島高頂 〃 G 土庄町農業用高さ34メートル 〃 H 土庄町農業用ダム高さ34メートル 点 イ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点 〃 ロ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点 〃 ハ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点 〃 ホ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点 〃 ニ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月 31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市香西本町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第76号	香西漁業協同組合	高松市神川窪町地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニニ、ホイの5直線に囲まれた区域 イ 北緯34度22分16秒、東経133度59分41秒の点 ロ 北緯34度21分53秒、東経133度59分28秒の点 ハ 北緯34度22分27秒、東経133度58分41秒の点 二 北緯34度22分34秒、東経133度58分44秒の点	基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ （北緯34度2分17.113秒、東経134度2分43.147秒の点） 〃 B 香西本町埋立地北端 〃 C 香西本町埋立地北端 〃 D 神在港北側波堤部 〃 E 神在島 〃 F A松島高頂 〃 G 土庄町農業用高さ103メートル 〃 H 土庄町柏原高頂（204メートル） 点 イ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点 〃 ロ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点 〃 ハ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点 〃 ホ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点 〃 ニ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点 〃 モ カホら見通し線とカホら見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月 31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市香西本町・神在川窪町・生島町・亀水町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第77号	代表 下笠漁業協同組合 高松市尻内東漁業協同組合	高松市生島町地先	漁場の区域 ハニ、ニニ、ホイ、ヘハ、ヘハの4直線に囲まれた区域 ハ 北緯34度22分40秒、東経133度58分10秒の点 二 北緯34度22分35秒、東経133度58分41秒の点 ホ 北緯34度22分20秒、東経133度58分23秒の点 ニ 北緯34度22分23秒、東経133度58分23秒の点	基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ （北緯34度2分17.113秒、東経134度2分43.147秒の点） 〃 B 生島港北防波堤北端 〃 C 生島港北防波堤北端 〃 D 生島港北防波堤北端 〃 E 小島高頂 〃 F 肇田町カモノ島南端 〃 G 土庄町農業用高さ150メートル 点 イ カホら見通し線とEからF見通し線との交差点 〃 ロ カホら見通し線とEからF見通し線との交差点 〃 ハ カホら見通し線とEからF見通し線との交差点 〃 ホ カホら見通し線とEからF見通し線との交差点 〃 ニ カホら見通し線とEからF見通し線との交差点 〃 モ カホら見通し線とEからF見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月 31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市サンポート・浜ノ町・宿町・洞戸内町・新北町・細東町・生島町・亀水町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第78号	下笠漁業協同組合	高松市生島町地先	漁場の区域 ハニ、ニニ、ホイ、ヘハ、ヘハの4直線に囲まれた区域 ハ 北緯34度22分40秒、東経133度58分10秒の点 二 北緯34度22分35秒、東経133度58分41秒の点 ホ 北緯34度22分20秒、東経133度58分23秒の点 ニ 北緯34度22分23秒、東経133度58分23秒の点	基点A 生島港北防波堤北端 〃 B ビニンガ島東端 〃 C 生島港北防波堤北端 〃 D 生島港北防波堤北端 〃 E 小島高頂 〃 F 肇田町カモノ島南端 点 イ カホら見通し線とBからC見通し線との交差点 〃 ロ カホら見通し線とBからC見通し線との交差点 〃 ハ カホら見通し線とEからF見通し線との交差点 〃 ホ カホら見通し線とEからF見通し線との交差点 〃 ニ カホら見通し線とEからF見通し線との交差点 〃 モ カホら見通し線とEからF見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月 1日から翌年 4月 30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市生島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第79号	下笠漁業協同組合	高松市生島町旧生島塩田地先	漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 イ 北緯34度22分11秒、東経133度57分42秒の点	基点A 旧生島田由北東側海岸 〃 B 由東防災堤基部 〃 C 由東防災堤基部 点 イ カホら見通し線とBからC見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から11月 30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市生島町・亀水町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第80号	下笠漁業協同組合	高松市亀水町小坂地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハイの3直線に囲まれた区域 イ 北緯34度22分29秒、東経133度58分56秒の点 ロ 北緯34度22分37秒、東経133度57分43秒の点 ハ 北緯34度22分14秒、東経133度58分43秒の点	基点A 亀水町カモノ島南端 〃 B 生島ヨコモリ 〃 C 生島ヨコモリ 〃 D 生島港北防波堤北端 〃 E 紅ノ森北端 点 イ カホら見通し線とDからE見通し線との交差点 〃 ロ カホら見通し線とDからE見通し線との交差点 〃 ハ カホら見通し線とEからF見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月 1日から翌年 4月 30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市生島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業権に関する情報一覧

香川県海区 区画漁業に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第89号	直島漁業協同組合	香川郡直島町井高西地先	漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホリ、ヘリ、トロの6直線に囲まれた区域 口 北緯34度29分14秒、東経134度59分49秒の点 ノ 北緯34度29分14秒、東経134度59分49秒の点 二 北緯34度29分14秒、東経133度59分51秒の点 ホ 北緯34度29分15秒、東経133度59分40秒の点 △ 北緯34度29分15秒、東経134度0分57秒の点 ト 北緯34度29分32秒、東経134度0分14秒の点	基点A 喜長島南東端 〃 C 井出崎端 〃 C 井出崎端 〃 C 井出崎端 〃 C 井出崎端 〃 C 井出崎端 〃 G 安佐北端 〃 H 大久島北端 〃 六郎島北端 〃 J 犬島北端 〃 井出崎端 点イ カから見通し線とからH見通し線との交差点 〃 カから見通し線とからG見通し線との交差点 〃 ハ カから見通し線とからJ見通し延長線との交差点 〃 ホ カから見通し線とからC見通し延長線との交差点 〃 ニ カから見通し線とからJ見通し延長線との交差点 〃 ハ カから見通し線とからH見通し延長線との交差点 〃 イ カから見通し線とからJ見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月 31日まで	団体 和05年10月1日から令 和10年9月30日まで	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第90号	直島漁業協同組合	香川郡直島町京ノ上鏡島地先	漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホリ、ヘリ、トロの6直線に囲まれた区域 口 北緯34度29分34秒、東経133度59分12秒の点 ノ 北緯34度29分34秒、東経133度59分12秒の点 二 北緯34度30分14秒、東経133度59分51秒の点 ホ 北緯34度30分14秒、東経133度59分40秒の点 △ 北緯34度30分17秒、東経133度59分51秒の点 ト 北緯34度30分16秒、東経133度59分11秒の点	基点A 六郎島北端 〃 B 井出崎端 〃 C 井出崎端 〃 D 井出崎端 〃 F 喜長島南端 〃 G 喜長島南端 〃 H 安佐南端 〃 I 犬島北端 〃 J 犬島北端 点イ カから見通し線とからH見通し延長線との交差点 〃 カから見通し線とからG見通し延長線との交差点 〃 ハ カから見通し線とからJ見通し延長線との交差点 〃 ホ カから見通し線とからC見通し延長線との交差点 〃 ニ カから見通し線とからJ見通し延長線との交差点 〃 ハ カから見通し線とからH見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月 31日まで	団体 和05年10月1日から令 和10年9月30日まで	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第91号	直島漁業協同組合	香川郡直島町芦反地・外ヶ浜・倉浦地先	漁場の区域 ビイ、ロハ、ハニ、ニホ、ホリ、ヘリ、トロの6直線に囲まれた区域 口 北緯34度26分39秒、東経133度59分55秒の点 ノ 北緯34度26分39秒、東経133度59分12秒の点 二 北緯34度30分14秒、東経133度59分51秒の点 ホ 北緯34度30分17秒、東経133度59分40秒の点 △ 北緯34度30分16秒、東経133度59分11秒の点	基点A 佐古石原端 〃 B 井出崎端 〃 C 地蔵山高頂 〃 D 梶島南端 〃 E カから見通し線根基部 〃 F 佐古石原端 〃 G 波波の島南端 〃 H 小島の鼻 〃 I 北緯34度26分44秒、東経134度0分15.566秒の点 〃 J 波波の島南端 〃 J 柏原高頂 点イ カから見通し線とからH見通し延長線との交差点 〃 カから見通し線とからG見通し延長線との交差点 〃 ハ カから見通し線とからJ見通し延長線との交差点 〃 ホ カから見通し線とからC見通し延長線との交差点 〃 ニ カから見通し線とからJ見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月 31日まで	団体 和05年10月1日から令 和10年9月30日まで	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第92号	直島漁業協同組合	香川郡直島町荒神島南地先	漁場の区域 ニハ、ハニ、ホリ、ホニ、ホリの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度27分13秒、東経133度58分4秒の点 ノ 北緯34度27分13秒、東経133度57分1秒の点 二 北緯34度28分40秒、東経133度57分23秒の点	基点A 同県玉野市ナキシダ島東端 〃 B 井出崎端 〃 C 地蔵山高頂 〃 D 荒神島西端 〃 E ハモノヤマノ森南東端 〃 F 井出崎北端 〃 G 井出崎南端 〃 H 佐古石原端 〃 I 佐古石原端 〃 J 佐古石原端 点イ カから見通し線とからH見通し延長線との交差点 〃 カから見通し延長線とからJ見通し延長線との交差点 〃 ハ カから見通し線とからC見通し延長線との交差点 〃 ニ カから見通し線とからJ見通し延長線との交差点 〃 ハ カから見通し線とからG見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月 31日まで	団体 和05年10月1日から令 和10年9月30日まで	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第93号	直島漁業協同組合	香川郡直島町荒神島北地先	漁場の区域 ロハ、ハイ、イ、ICの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 口 北緯34度27分48秒、東経133度57分48秒の点	基点A 荒神島タエシエン森北端 〃 B 荒神島大字森北端 〃 C 同県玉野市朝子森東端 〃 D 荒神島南端 〃 E 風呂山高頂(18メートル) 点イ カから見通し線とからH見通し延長線との交差点 〃 カから見通し線とからG見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月 31日まで	団体 和05年10月1日から令 和10年9月30日まで	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第94号	直島漁業協同組合	香川郡直島町井高西地先	漁場の区域 アイ、ロハ、ロハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 口 北緯34度28分49秒、東経133度57分13秒の点 ノ 北緯34度28分26秒、東経133度56分58秒の点	基点A 草島南端 〃 B 草島大字森北端 〃 C 同県玉野市朝子森東端 〃 D 草島南端 〃 E 同県玉野市朝子森南端(玉野市玉野净化センター西側防波堤基部) 〃 F 草島南端(105メートル) 点イ カから見通し線とからH見通し延長線との交差点 〃 カから見通し線とからG見通し延長線との交差点 〃 ハ カからJ見通し線と最大高潮時海岸線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 3月 31日まで	団体 和05年10月1日から令 和10年9月30日まで	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第95号	松山漁業協同組合	坂出市大屋富町地先	漁場の区域 アイ、ロハ、ハイ、ロハの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。たゞAC間は最大高潮時海岸線から北上約10メートルの区域を除く。 口 北緯34度22分27秒、東経133度53分19秒の点 ノ 北緯34度21分55秒、東経133度53分21秒の点	基点A 相模坊下4号防砂堤突端 〃 B 道路北端 〃 C 相模坊下4号防砂堤突端 〃 D 道路北端 点イ カから見通し線とからA見通し線との交差点 〃 カから見通し線とからB見通し線との交差点 〃 ハ カからD見通し線と最大高潮時海岸線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月 1日から翌年 5月 31日まで	団体 和05年10月1日から令 和10年9月30日まで	坂出市大屋富町・青海町・高屋町・神谷町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第96号	松山漁業協同組合	坂出市大屋富町地先	漁場の区域 アイ、ロハ、ハイ、ロハの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 口 北緯34度22分5秒、東経133度53分19秒の点 ノ 北緯34度21分54秒、東経133度53分17秒の点 二 北緯34度21分52秒、東経133度53分14秒の点	基点A 相模坊下4号防砂堤突端 〃 B 道路北端 〃 C 相模坊下4号防砂堤突端 〃 D 道路北端 点イ カから見通し線とからA見通し線との交差点 〃 カから見通し線とからB見通し線との交差点 〃 ハ カからD見通し線とからC見通し線との交差点 〃 ニ ハカド見通し線と最大高潮時海岸線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月 1日から翌年 8月 31日まで	団体 和05年10月1日から令 和10年9月30日まで	坂出市大屋富町・青海町・高屋町・神谷町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別別の 関係地区	条件	
区第87号	坂出市漁業協同組合	坂出市王越町旧木生塙田地先	漁場の区域 ハ二、二九、ホヘ、ヘト、トハの4直線に囲まれた区域 ノ 北緯34度22分51秒、東経133度55分29秒の点 ニ 北緯34度22分54秒、東経133度54分59秒の点 ホ 北緯34度22分39秒、東経133度55分59秒の点 ヘ 北緯34度22分44秒、東経133度55分14秒の点 ト 北緯34度22分58秒、東経133度55分12秒の点 二 北緯34度22分48秒、東経133度54分28秒の点 ヘ 北緯34度22分49秒、東経133度54分29秒の点 ト 北緯34度22分48秒、東経133度54分22秒の点 二 北緯34度22分49秒、東経133度54分21秒の点 ヘ 北緯34度22分48秒、東経133度54分1秒の点 ト 北緯34度22分51秒、東経133度54分0秒の点	基点A 大崎鼻(高松市、坂出市境) 〃 B 小槌鼻高頂 〃 C 王越町大崎鼻高頂(231メートル) 〃 D 王越町大崎鼻中頂 〃 E 旧木生塙田砂利堆塚 〃 F 岡山県玉野市宮田山高頂(122メートル) 〃 G 乃木島船防砂堤便道 〃 H 三木水産作業場北端 〃 I イドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ロ ロドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ハ イドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ニ ドドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ホ ホドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ヘ ヘドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ド ドドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ハ Aドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ニ Aドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ホ Aドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ヘ Aドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	坂出市王越町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第88号	坂出市漁業協同組合	坂出市王越町旧木生塙田地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ヘト、トハの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度22分39秒、東経133度54分29秒の点 ロ 北緯34度22分44秒、東経133度54分30秒の点 ハ 北緯34度22分49秒、東経133度54分28秒の点 ヘ 北緯34度22分48秒、東経133度54分22秒の点 ト 北緯34度22分49秒、東経133度54分21秒の点 二 北緯34度22分48秒、東経133度54分1秒の点 ヘ 北緯34度22分51秒、東経133度54分0秒の点	基点A 玉野市宮田山高頂(222メートル) 〃 B 旧木生塙田砂利堆塚 〃 C 乃木島漁港東防波堤部から防波堤沿い突堤へ50メートルのところ 〃 D 王越町大崎鼻高頂 〃 E 旧木生塙田砂利堆塚(面南面柱) 〃 F 三木水産作業場北端 〃 G 乃木島岸北砂利堆塚	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年10月1日から令和5年9月31日まで	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	坂出市王越町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第89号	坂出市漁業協同組合	坂出市王越町旧木生塙田地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ヘト、トハの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度22分53秒、東経133度54分22秒の点 ロ 北緯34度22分54秒、東経133度54分23秒の点 ハ 北緯34度22分49秒、東経133度54分28秒の点 ヘ 北緯34度22分48秒、東経133度54分22秒の点 ト 北緯34度22分49秒、東経133度54分21秒の点 二 北緯34度22分48秒、東経133度54分1秒の点 ヘ 北緯34度22分51秒、東経133度54分0秒の点	基点A 玉野市宮田山高頂(222メートル) 〃 B 旧木生塙田砂利堆塚 〃 C 乃木島漁港東防波堤部から防波堤沿い突堤へ50メートルのところ 〃 D 王越町大崎鼻高頂(222メートル) 〃 E 旧木生塙田砂利堆塚 〃 F 三木水産作業場北端 〃 G 乃木島岸北砂利堆塚	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	坂出市王越町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第90号	坂出市漁業協同組合	坂出市王越町旧木生塙田地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ヘト、トハの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度22分53秒、東経133度54分22秒の点 ロ 北緯34度22分54秒、東経133度54分23秒の点 ハ 北緯34度22分49秒、東経133度54分28秒の点 ヘ 北緯34度22分48秒、東経133度54分22秒の点 ト 北緯34度22分49秒、東経133度54分21秒の点 二 北緯34度22分48秒、東経133度54分1秒の点 ヘ 北緯34度22分51秒、東経133度54分0秒の点	基点A 玉野市宮田山高頂(222メートル) 〃 B 旧木生塙田砂利堆塚 〃 C 乃木島漁港東防波堤部から防波堤沿い突堤へ70メートルのところ 〃 D 乃木島岸用砂利堆塚角から防波堤沿い突堤へ70メートルのところ 〃 E 旧木生塙田砂利堆塚	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	坂出市王越町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第100号	坂出市漁業協同組合	坂出市王越町旧木生塙田西地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ヘト、トハの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度22分56秒、東経133度53分57秒の点 ロ 北緯34度22分55秒、東経133度53分56秒の点 ハ 北緯34度22分54秒、東経133度53分59秒の点 ヘ 北緯34度22分57秒、東経133度53分19秒の点	基点A 乃木島岸北砂利堆塚 〃 B 乃木島岸北砂利堆塚 〃 C 三木水産作業場北端 〃 D 王越町大崎鼻高頂 〃 E 旧木生塙田砂利堆塚 〃 F 旧木生塙田砂利堆塚西端と瀬戸内海へ200メートルのところ 〃 G 乃木島岸用砂利堆塚	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	坂出市王越町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第101号	与島漁業協同組合	坂出市瀬居町中島地先	漁場の区域 アイ、イロ、ロハ、ハニ、ヘト、トハの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 イ 北緯34度21分20秒、東経133度51分31秒の点 ロ 北緯34度21分20秒、東経133度51分30秒の点 ハ 北緯34度21分29秒、東経133度51分33秒の点 ヘ 北緯34度21分29秒、東経133度51分32秒の点	基点A 東瀬戸港本浦北部防波堤端から基部へ90メートルのところ 〃 B 錦洲湖側山(227メートル) 〃 C 中島	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫻石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第102号	与島漁業協同組合	坂出市瀬居町北浦地先	漁場の区域 アイ、イロ、ロハ、ハニ、ヘト、トハの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 イ 北緯34度21分29秒、東経133度51分4秒の点 ロ 北緯34度21分29秒、東経133度51分0秒の点 ハ 北緯34度21分29秒、東経133度50分52秒の点	基点A 平石 〃 B 小瀬戸島南端 〃 C トドの巣島北端 〃 D トドの巣島西端 〃 E トドの巣島1号防波堤中央奥 点 イ Aドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 点 オ Aドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ロ Cドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ハ Cドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ニ Aドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫻石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第103号	与島漁業協同組合	坂出市瀬居町西地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ヘト、トハの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度20分20秒、東経133度49分57秒の点 ロ 北緯34度20分20秒、東経133度49分56秒の点 ハ 北緯34度20分41秒、東経133度49分1秒の点 ヘ 北緯34度20分41秒、東経133度49分11秒の点	基点A 宇多郡吉野西尾根中央奥 〃 B 多度津町吉野西尾根 〃 C トドの巣島北端 〃 D 多度津町吉野西尾根 〃 E トドの巣島北端 点 イ Aドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 点 オ Aドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ロ Cドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ハ Cドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ニ Cドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫻石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第104号	代表 与島漁業協同組合 宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町吉田西地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ヘト、トハの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度20分20秒、東経133度49分5秒の点 ロ 北緯34度20分20秒、東経133度48分4秒の点 ハ 北緯34度20分40秒、東経133度49分56秒の点 ヘ 北緯34度20分41秒、東経133度49分1秒の点 二 北緯34度20分41秒、東経133度49分11秒の点	基点A 宇多津町吉野西尾根中央奥 〃 B Aドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 点 イ Aドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ロ Cドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ハ Cドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ニ Cドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫻石、綾歌郡宇多津町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第105号	代表 与島漁業協同組合 宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町吉田西地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ヘト、トハの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度20分20秒、東経133度49分5秒の点 ロ 北緯34度20分20秒、東経133度49分56秒の点 ハ 北緯34度20分40秒、東経133度49分58秒の点 ヘ 北緯34度20分41秒、東経133度49分1秒の点 二 北緯34度20分41秒、東経133度49分14秒の点	基点A 宇多津町吉野西尾根中央奥 〃 B Aドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 点 イ Aドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ロ Cドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ハ Cドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ニ Cドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	4月10日から翌年4月10日まで	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫻石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第106号	与島漁業協同組合	坂出市横石漁港地先	漁場の区域 イニ、二八、ハロ、ロイの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度25分5秒、東経133度48分31秒の点 ロ 北緯34度24分55秒、東経133度48分31秒の点 ハ 北緯34度24分55秒、東経133度48分31秒の点 ニ 北緯34度25分5秒、東経133度48分31秒の点	基点A 横石漁港東波堤部 〃 B 横石漁港東波堤部から基部へ150メートルのところ 点 イ Aドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ロ Cドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ハ Cドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点 〃 ニ Cドリヤ見通し線とホヘ見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月16日から翌年5月15日まで	令和5年10月1日から令和5年9月30日まで	坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫻石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業権に関する情報一覧

香川県海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第113号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町福田地先	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域 北緯34度23分40秒、東経133度44分38秒の点 北緯34度22分53秒、東経133度45分22秒の点 北緯34度22分50秒、東経133度44分50秒の点 北緯34度23分39秒、東経133度44分30秒の点	基点A カブラ崎鼻西端 〃 C 中島西端 〃 D 広島町イダガ浜北鼻東端 〃 カタシメ島南端 〃 清島島東端 点 イ AからE見通し線とCからD見通し線との交差点 〃 イ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点 〃 ハ EからF見通し線とDからEへ100メートルのところ 〃 ホ GからH見通し線とDからEへ100メートルのところ 〃 ホ GからH見通し線とDからEへ100メートルのところ 〃 ハ EからF見通し線とDからEへ100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月 1日から翌年 4月 30日まで	令和6年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の権限のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第114号	本島漁業協同組合	江の浦港西地先	漁場の区域 AB、CDの2直線とAC、DB間最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 江の浦港白灯台 〃 B 江の浦港北防波堤北端 〃 C 江の浦港8号防波堤北端 〃 D 江の浦港7号防波堤南端		第一種区画漁業	藻類養殖業	10月 1日から翌年 6月 30日まで	令和6年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の権限のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第115号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町魚立島東側地先	漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度15分39秒、東経133度42分23秒の点 口 北緯34度15分37秒、東経133度42分18秒の点 ホ 北緯34度15分28秒、東経133度42分31秒の点 二 北緯34度15分27秒、東経133度42分27秒の点	基点A 魚立町矢留波堤基部 〃 魚立島南頂 〃 弥谷山苔頂(382メートル) 〃 高見島西端 〃 挑削港引木埠津北北西防波堤北端基部 点 イ AからE見通し線とCからD見通し線との交差点 〃 ロ AからB見通し線とEからI見通し線との交差点 〃 ハ AからE見通し線とCからD見通し線との交差点 〃 ニ AからE見通し線とCからD見通し線との交差点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月 1日から翌年 5月 31日まで	令和6年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他の権限のため、又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに設置物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県香川区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第201号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町鶴羽弁天島地先	漁場の区域、イロ、ロA、ハニ、ハイの4直線に囲まれた区域 基点A 北緯34度17分26秒、東経134度15分3.673秒の点 点イ 北緯34度17分26秒、東経134度15分54秒の点 ロB 北緯34度17分23秒、東経134度16分7秒の点 ハニ 北緯34度17分17秒、東経134度15分49秒の点	基点A 弁天島西端 (水代川左岸防波堤基部から海岸沿い西へ300メートルのところ (北緯34度17分29.121秒、東経134度15分39.482秒の点) 点C 松原灯台 点D 吉見通漁港北防波堤端 点E 小豆島町尾ノ子島高頂 点イ AからE見通し線とからE見通し線との交差点 ロB AからE見通し線とAからBへ200メートルのところ ハニ AからE見通し線とBからE見通し線との交差点	第一種区画漁業	貝殻巻下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市津田町鶴羽	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第202号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町鶴羽名古島地先	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘの4直線に囲まれた区域 基点A 東かがわ市女島南端 点B 津田町配水池タック(津田町津田88番地1) 点C 鶴羽、津田境界の石碑 点D タテの北鼻 点E 西頭白石中央 点F 名古島北西端 点G 名古島南端 点A AからG見通し延長線とCから真方位45度の線との交差点 ロB AからG見通し延長線とBから真方位45度の線との交差点 ハニ 北緯34度17分33秒、東経134度16分21秒の点 ニホ 北緯34度17分38秒、東経134度16分9秒の点 ホヘ 北緯34度17分38秒、東経134度16分9秒の点	基点A 東かがわ市女島南端 点B 津田町配水池タック(津田町津田88番地1) 点C 鶴羽、津田境界の石碑 点D タテの北鼻 点E 西頭白石中央 点F 名古島北西端 点G 名古島南端 点A AからG見通し延長線とCから真方位45度の線との交差点 ロB AからG見通し延長線とBから真方位45度の線との交差点 ハニ 北緯34度17分33秒、東経134度16分21秒の点 ニホ 北緯34度17分38秒、東経134度16分9秒の点 ホヘ 北緯34度17分38秒、東経134度16分9秒の点	第一種区画漁業	貝殻巻下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市津田町鶴羽	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第203号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度地先	漁場の区域 Bニ、ニホ、ホト、トヘ、ヘCの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 北緯34度19分31.98秒、東経134度10分34.323秒の点 点B 北緯34度20分22秒、東経134度10分32秒の点 点C 北緯34度20分22秒、東経134度10分26秒の点 点D 北緯34度19分45秒、東経134度10分58秒の点 点E 北緯34度19分44秒、東経134度10分2秒の点	基点A 梅原鼻西端 点B 忠尾港二文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ 点C さぬき市、高松市牟礼町境界 (北緯34度19分33.825秒、東経134度9分56.562秒の点) 点D 高松市牟礼町房前鼻東端 点E 高松市牟礼町高島北の高頂 点F 高松市牟礼町高島西端 点G AからD見通し線とからE見通し線との交差点 点H AからE見通し線とDからF見通し線との交差点 点I AからD見通し線とEからF見通し線との交差点 点J AからE見通し線とDからF見通し線との交差点 点K AからF見通し線とBからG見通し延長線との交差点 点L AからG見通し線とBからF見通し延長線との交差点 点M AからF見通し線とDからE見通し線との交差点 点N AからG見通し線とDからF見通し線との交差点 点O AからE見通し線とBからCへ約100mの点 点P CからE見通し線とBからCへ約40mの点 点Q CからE見通し線とBからCへ約100mの点 点R CからE見通し線とBからCへ約40mの点 点S CからE見通し線とBからCへ約100mのところ	第一種区画漁業	貝殻巻下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市志度	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第204号	鶴庄漁業協同組合	さぬき市鶴庄白方地先	漁場の区域 ニハ、ハホ、ホド、Dニの4直線に囲まれた区域 点A 北緯34度21分4秒、東経134度12分19秒の点 点B 北緯34度20分53秒、東経134度11分54秒の点 点C 北緯34度20分58秒、東経134度12分17秒の点	基点A さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端 点B 大井岬 点C 新開漁港埋立地北端 点D 大川西部水城下水道終末処理場埋立地北東端 点E 立石川河口沿岸北へ30メートルのところ (北緯34度20分46.47秒、東経134度11分28.322秒の点) 点F 鹤庄町白方地先 点G 土庄町大糸山高頂(227メートル) 点H AからE見通し線とBからG見通し線との交差点 点I AからE見通し線とDからF見通し線との交差点 点J AからE見通し線とBからCへ約250メートルのところ 点K AからD見通し線とDへ250メートルのところ 点L 二からE見通し線と平行にDから東へ見通した線とCからH見通し線との交差点	第一種区画漁業	貝殻巻下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市鶴庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第205号	鶴庄漁業協同組合	さぬき市鶴庄白方地先	漁場の区域、イロ、ロA、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘイの6直線上に囲まれた区域 点A 北緯34度20分51秒、東経134度11分30秒の点 点B 北緯34度20分56秒、東経134度11分29秒の点 点C 北緯34度21分14秒、東経134度11分28秒の点 点D 北緯34度21分16秒、東経134度11分21秒の点 点E 北緯34度20分58秒、東経134度11分38秒の点 点F 北緯34度20分55秒、東経134度11分30秒の点	基点A 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ (北緯34度20分50.47秒、東経134度11分28.322秒の点) 点B 白方十宇若 点C 雷門島 点D 雷門島高頂 点E 小串崎北端 点F 二木本ガラモ鼻 点G さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端 点H バベギ鼻 点I AからG見通し線と上からHへ50メートルのところ 点J AからH見通し線と上からLへ50メートルのところ 点K AからD見通し延長線とEからF見通し線との交差点 点L EからG見通し線と上からBへ250メートルのところ 点M 日からH見通し線と上からHへ250メートルのところ 点N 日からG見通し線と上からHへ250メートルのところ 点O AからG見通し線と上からGへ250メートルのところ	第一種区画漁業	貝殻巻下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市鶴庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第206号	鶴庄漁業協同組合	さぬき市鶴庄室沖地先	漁場の区域 ハニ、ニチ、チリ、リヘ、ヘト、トハの6直線によって囲まれた区域 点ハ 北緯34度20分5秒、東経134度10分40秒の点 〃ハ 北緯34度21分0秒、東経134度10分37秒の点 〃ヘ 北緯34度20分53秒、東経134度10分55秒の点 〃チ 北緯34度20分4秒、東経134度11分2秒の点 〃チ 北緯34度21分1秒、東経134度10分52秒の点 〃リ 北緯34度20分53秒、東経134度10分54秒の点	基点A 忠度港一文字防波堤東端から真東へ100メートルのところ (北緯34度19'32" E 134度10'41.985秒の点) 〃B 高松市牟礼町房前 〃C 高松市牟礼町金丸瀬山高頂 〃D 高松市牟礼町高島山高頂 〃E 緑ヶ浦北端 〃F 灯篭島 〃G 緑ヶ浦南端から海岸沿い北へ95メートルのところ (北緯34度20'53.149秒、東経134度11'20.5秒の点) 点イ FからB見通し線止から100メートルのところ 〃ロ FからB見通し線とからD見通し線との交差点 〃ハ AからD見通し線止からD-100メートルのところ 〃ニ AからD見通し線とEからC見通し線との交差点 〃ホ EからC見通し線止から100メートルのところ 〃ヘ GからC見通し線とEからB見通し線との交差点 〃ト イからB見通し線止から100メートルのところ 〃チ EからC見通し線止からC-24メートルのところ 〃リ GからC見通し線止からC-20メートルのところ	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市鶴庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、國又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第207号	牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町地先	漁場の区域 アイ、イロ、ロDの3直線とAD間出し1メートルの只曲線で囲まれた区域 点イ 北緯34度20分1秒、東経134度10分1秒の点 〃ロ 北緯34度20分27秒、東経134度9分45秒の点	基点A さぬき市、高松市牟礼町境界 〃B 原浜防波堤基部 〃C 房前鼻東端 〃D 牟礼港川東西地区埋立地南端 〃E 松ノ鼻東端 〃F 治野高島北の高頂 〃G さぬき市穴子海浜北西端 〃H さぬき市垂穂西端 点イ AからF見通し線とからB見通し線との交差点 〃ロ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市牟礼町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、國又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第208号	代表 牟礼漁業協同組合 さぬき市漁業協同組合 尾治漁業協同組合	さぬき市志度沖	漁場の区域 ホロ、ロハ、ハヘ、ヘホの4直線によって囲まれた区域 点ト 北緯34度20分56秒、東経134度10分30秒の点 〃ハ 北緯34度20分57秒、東経134度10分59秒の点 〃ホ 北緯34度20分28秒、東経134度10分31秒の点 〃ヘ 北緯34度20分29秒、東経134度10分2秒の点	基点A 忠度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ (北緯34度19'31.99秒、東経134度10分34.323秒の点) 〃B さぬき市、高松市牟礼町境界 〃C 牟礼港川東西地区埋立地南端 〃D 治野高島北の高頂 〃E 小串頂 〃F 高松市牟礼町金山防波堤北東角 〃G 高松市牟礼町高島西端 点イ AからG見通し線止からB見通し線との交差点 〃ロ AからG見通し線止からC見通し線との交差点 〃ハ BからG見通し線止からD見通し線との交差点 〃ニ CからG見通し線止からE見通し線との交差点 〃ホ AからG見通し線止からG-100メートルのところ 〃ヘ BからG見通し線止からG-100メートルのところ	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、國又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第209号	代表 廃治漁業協同組合 屋島漁業協同組合	高松市屋島潟内北西部 地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ヘホ、ホイの4直線で囲まれた区域 点イ 北緯34度22分20秒、東経134度8分29秒の点 〃ロ 北緯34度22分25秒、東経134度8分37秒の点 〃ホ 北緯34度22分29秒、東経134度8分21秒の点 〃ヘ 北緯34度22分33秒、東経134度8分28秒の点	基点A 屋島潟北端(北緯34度8分29秒の点) 〃B 庵治町北端(北緯34度8分29秒の点) 〃C 屋島潟北端(北緯34度8分29秒の点) 〃D 廃治港王ノ下突堤灯台 点イ AからB見通し線止から50メートルのところ 〃ロ AからB見通し線止から300メートルのところ 〃ハ CからD見通し線止最大高潮時海岸線からDへ300メートルのところ 〃ニ CからD見通し線止最大高潮時海岸線からDへ300メートルのところ 〃ホ イからB見通し線止から350メートルのところ 〃ヘ 口からC見通し線止から350メートルのところ	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市庵治町・屋島東町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、國又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第210号	四海漁業協同組合	小豆郡土庄町長浜・瀧宮地先	漁場の区域 ベイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度31分13秒、東経134度10分56秒の点	基点A 滝山房高頂(85メートル) (北緯34度31分8.749秒、東経134度10分16.704秒の点) 〃B 長浜瀧宮5号防波堤突端 〃C 早崎北端 〃D 岡山県倉敷市内木庄町前島立石南端 点イ AからC見通し線止からD見通し線との交差点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町長浜・瀧宮	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、國又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第211号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町二面長嶋地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線で囲まれた区域 点イ 北緯34度27分39秒、東経134度16分1秒の点 〃ロ 北緯34度27分57秒、東経134度16分5秒の点 〃ハ 北緯34度27分4秒、東経134度15分48秒の点 〃ニ 北緯34度27分7秒、東経134度15分52秒の点	基点A 忠度港南防波堤突端 〃田浦港南防波堤突端 〃C 長崎港南防波堤突端 〃D 横根瀬北西端 点イ AからB見通し線止からC見通し線止のところ 〃ロ AからB見通し線止からD見通し線止のところ 〃ハ CからD見通し線止からE見通し線止のところ 〃ニ CからD見通し線止からF見通し線止のところ 〃ヘ CからD見通し線止からG見通し線止のところ	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町二面	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、國又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第212号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町蒲生地先	漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点C 北緯34度28分37.436秒、東経134度13分16.63秒の点 点イ 北緯34度28分41秒、東経134度13分21秒の点	基点A 清水谷1号埠岸南西角 〃B 西風品冲離岸堤北角 〃C 旧孔雀園の鼻	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町蒲生	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第213号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町飛嶺東地先	漁場の区域 Aイ、イDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 北緯34度28分37.436秒、東経134度13分16.63秒の点 点イ 北緯34度28分27.411秒、東経134度13分25.5秒の点 点イ 北緯34度28分32秒、東経134度13分22秒の点 〃口 北緯34度28分25秒、東経134度13分8秒の点	基点A 旧孔雀園の鼻 〃B 冲の鼻 〃C 井上耕園研修センターの鼻 〃D 旧二生村、三都村池田湾側境界 (北緯34度27分20.041秒、東経134度14分15.767秒の点) 点イ AからB見通し線とAから200メートルのところ 〃口 CからD見通し線とCから100メートルのところ	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町蒲生	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第214号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町蒲生漁港地先	漁場の区域 Cイ、イDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度28分52秒、東経134度12分32秒の点	基点A あおき鼻 〃B 蒲生漁港西藻生南防波堤突端 〃C すみだ川尻東防波堤突端 〃D 蒲生漁港西藻生西防波堤突端 点イ CからA見通し線とBからD見通し線との交差点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町蒲生	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第215号	代表 屋島漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市屋島東町石塚港地先	漁場の区域 Dロ、ロハ、ハCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点ロ 北緯34度22分8秒、東経134度6分47秒の点 〃ハ 北緯34度22分0秒、東経134度6分52秒の点	基点A 旧立石塩田北東角 〃B 石塚港物揚場南西角 〃C 石塚港電立護岸北東角 〃D 香川県水産試験場敷地北東角 〃E 屋島少年自然の家屋久ブルル南東角 〃F 廃治町丸山高頂(66メートル) 点イ EからF見通し線とEから300メートルのところ 〃ロ AからE見通し線とEからF見通し線と平行でDから東に延長した線との交差点 〃ハ AからE見通し線とBからC見通し線と延長線との交差点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第216号	代表 屋島漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市屋島東町石塚港北地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分17秒、東経134度6分42秒の点 〃ロ 北緯34度22分14秒、東経134度6分37秒の点 〃ハ 北緯34度22分6秒、東経134度6分44秒の点 〃ニ 北緯34度22分9秒、東経134度6分47秒の点	基点A 旧立石塩田北東角 〃B 香川県水産試験場敷地北東角 〃C 屋島少年自然の家屋久ブルル南東角 〃D 庵治町丸山高頂(66メートル) 点イ CからD見通し線とDから300メートルのところ 〃ロ CからD見通し線とEから150メートルのところ 〃ハ CからE見通し線と平行でBから東に150メートルのところ 〃ニ AからI見通し線とBからH見通し線との交差点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第217号	代表 屋島漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市屋島少年自然の家地先	漁場の区域 Aロ、ロイ、イBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分14秒、東経134度6分37秒の点 〃ロ 北緯34度22分6秒、東経134度6分44秒の点	基点A 香川県水産試験場敷地北東角 〃B 屋島少年自然の家屋久ブルル南東角 〃C 庵治町丸山高頂(66メートル) 点イ CからD見通し線とDから150メートルのところ 〃ロ CからD見通し線とEから150メートルのところ 〃ハ CからE見通し線と平行でAから東へ150メートルのところ 〃ニ AからI見通し線とBからH見通し線との交差点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第218号	屋島漁業協同組合	高松市屋島東町瀬ノ内・北・長崎森港地先	漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホイ、ヘト、トロの6直線に囲まれた区域 点ロ 北緯34度23分1秒、東経134度5分47秒の点 〃ハ 北緯34度22分58秒、東経134度5分45秒の点 〃ニ 北緯34度22分51秒、東経134度5分55秒の点 〃ホ 北緯34度22分48秒、東経134度5分5秒の点 〃ト 北緯34度22分52秒、東経134度6分3秒の点 〃ト 北緯34度22分55秒、東経134度5分57秒の点	† 長崎森北防波堤基部 〃B 庵治町丸山南東端 〃C 旧立石塩田北防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ (北緯34度22分49.636秒、東経134度5分53.92秒の点) 〃D 庵治町丸山西端 〃E 屋島台頂北端(北極北端) 〃F 庵治町御殿鼻 〃G 女木島北端 〃H 庵治町丸山大西暮南西端 点イ AからB見通し線とGからH見通し線との交差点 〃ロ AからB見通し線とIからAへ50メートルのところ 〃ハ AからB見通し線とAから50メートルのところ 〃ニ CからD見通し線とCから50メートルのところ 〃ホ EからF見通し線と最大高潮時海岸線からFへ50メートルのところ 〃ヘ EからF見通し線と最大高潮時海岸線からFへ190メートルのところ 〃ト CからD見通し線とCから190メートルのところ	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市屋島東町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第219号	屋島漁業協同組合	高松市屋島西町浦生地先	漁場の区域、イホ、ホヘ、ヘロ、ロイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度21分25秒、東経134度5分45秒の点 〃ロ 北緯34度21分26秒、東経134度5分56秒の点 〃ホ 北緯34度21分19秒、東経134度5分3秒の点 〃ヘ 北緯34度21分21秒、東経134度4分55秒の点	基点A 深北港南防波堤基部 〃B Aから護岸沿い南へ320メートルのところ 〃C 朝日町G地区2号防波堤突端から南へ4ム番目の排水口 (北緯34度21分28.46秒、東経134度4分46.092秒の点) 〃D Aから護岸沿い北へ640メートルのところ 〃E Cから岸壁沿い南へ370メートルのところ 点イ BからC見通し線よりBから250メートルのところ 〃ロ BからC見通し線よりAへ200メートルのところ 〃ハ DからE見通し線よりDから150メートルのところ 〃ニ DからE見通し線よりBへ200メートルのところ 〃ホ イからE見通し線よりIから165メートルのところ 〃ヘ 口からニ見通し線よりAから174メートルのところ	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第220号	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市郷東町瀬戸内建材埋立地地先	漁場の区域 ロ口、ニハ、ハホ、ホロの4直線によって囲まれた区域 点ロ 北緯34度21分17秒、東経134度1分13秒の点 〃ハ 北緯34度21分20秒、東経134度1分18秒の点 〃ニ 北緯34度21分17秒、東経134度1分18秒の点 〃ホ 北緯34度21分22秒、東経134度1分13秒の点	基点A 肘木場東防波堤突端 〃B 肘木場東防波堤中央角 〃C 高松市郷内センター北側護岸西角 〃D Cから護岸沿い東へ70メートルのところ (北緯34度21分16.609秒、東経134度1分12.73秒の点) 〃E 高松市郷内センター北側護岸東角 〃F 新北町地立地北側護岸西端 点イ BからF見通し線よりAから70メートルのところ 〃ロ Dからイ見通し線よりAから20メートルのところ 〃ハ AからF見通し線と香美川河川左岸護岸の北延長線との交差点 〃ニ EからF見通し線よりEから20メートルのところ 〃ホ AからF見通し線とDからI見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市サンポート・浜ノ町・新北町 高松市郷内町・新北町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第221号	香西漁業協同組合	高松市神在川窪町地先	漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分4秒、東経133度59分33秒の点 〃ロ 北緯34度21分53秒、東経133度59分26秒の点 〃ハ 北緯34度22分17秒、東経133度58分56秒の点 〃ニ 北緯34度22分13秒、東経133度59分54秒の点	基点A 香西港西埋立地北西角 〃B 神在港西防波堤基部 〃C 解体場北防波堤突端 〃D 神在鼻 〃E 大崎嶺 〃F 直島町柏島高頂(103メートル) 〃G 土庄町豊島中山高頂(204メートル) 点イ BからG見通し線とEからD見通し線との交差点 〃ロ BからG見通し線とAからC見通し線との交差点 〃ハ CからE見通し線とDからD見通し延長線との交差点 〃ニ 口からE見通し線とDからI見通し線との交差点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市香西本町・神在川窪町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第222号	与島漁業協同組合	坂出市櫃石漁港地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度25分6秒、東経133度48分31秒の点 〃ロ 北緯34度25分5秒、東経133度48分33秒の点 〃ハ 北緯34度25分4秒、東経133度48分33秒の点 〃ニ 北緯34度25分4秒、東経133度48分31秒の点	基点A 横石漁港東防波堤突端から基部へ150メートルのところ (北緯34度25分5.458秒、東経133度48分30.37秒の点) 〃B 横石漁港西防波堤突端から基部へ100メートルのところ (北緯34度25分3.839秒、東経133度48分30.511秒の点) 〃C 横石漁港西端 点イ AからB見通し線よりAから20メートルのところ 〃ロ AからC見通し線よりBから70メートルのところ 〃ハ BからC見通し線よりAから70メートルのところ 〃ニ 口からC見通し線よりBから20メートルのところ	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	坂出市瀬戸町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第223号	宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町大東川尻東西地先	漁場の区域 イハ、ハホ、ホヘ、ヘチ、チリ、リト、ロイの8直線に囲まれた区域。 ただし、トロ、ロホ、ホヘ、ヘトの4直線に囲まれた区域は除く。 点イ 北緯34度19分25秒、東経133度49分22秒の点 〃ロ 北緯34度19分21秒、東経133度49分22秒の点 〃ハ 北緯34度19分23秒、東経133度49分22秒の点 〃ホ 北緯34度19分15秒、東経133度49分55秒の点 〃ト 北緯34度19分12秒、東経133度49分55秒の点 〃チ 北緯34度19分12秒、東経133度49分48秒の点 〃リ 北緯34度18分58秒、東経133度48分23秒の点	基点A 北浦漁港外防波堤西端 〃B 上真島北端 〃C 北浦漁港西岸壁基部西端 〃D 吉田町立地西護岸南北防波堤突端 〃E 北浦町立地北護岸西角 〃F 大川町左岸護岸突端 〃G 旧沖神附塙田北陸岸防砂堤基部 〃H 旧沖神附塙田北護岸西角 〃I 牛島西端 点イ AからB見通し線とCからI見通し線との交差点 〃ロ AからB見通し線よりAから567メートルのところ 〃ハ CからD見通し線よりAから30メートルのところ 〃ニ 北浦埋立地北護岸延長線上から30メートルのところ 〃ホ FからG見通し線とDからI見通し延長線との交差点 〃ヘ GからH見通し線よりAから350メートルのところ 〃ト GからI見通し線よりAから350メートルのところ 〃チ HからI見通し線よりAから150メートルのところ 〃リ HからI見通し線よりHから350メートルのところ	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	綾歌郡宇多津町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第224号	多度津町漁業協同組合	仲多度郡多度津町蛭子港防波堤地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度16分54秒、東経133度45分10秒の点 〃ロ 北緯34度16分50秒、東経133度45分11秒の点 〃ハ 北緯34度16分50秒、東経133度45分7秒の点 〃ニ 北緯34度16分52秒、東経133度45分6秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町(多度津町漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第225号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町亀笠島東側地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線によって囲まれた区域 点イ 北緯34度15分39秒、東経133度42分23秒の点 〃ロ 北緯34度15分34秒、東経133度42分13秒の点 〃ハ 北緯34度15分23秒、東経133度42分31秒の点 〃ニ 北緯34度15分28秒、東経133度42分31秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町(白方漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第226号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町亀笠島南側地先	漁場の区域 テホ、ホヘ、ヘニ、ニト、トチの5直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度15分16秒、東経133度42分11秒の点 〃ホ 北緯34度15分16秒、東経133度42分28秒の点 〃ヘ 北緯34度15分55秒、東経133度42分24秒の点 〃ト 北緯34度15分33秒、東経133度42分10秒の点 〃テ 北緯34度15分34秒、東経133度42分13秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町(白方漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第227号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町亀笠島西側地先	漁場の区域 イホ、ホニ、ニD、DCの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度15分24秒、東経133度42分8秒の点 〃ニ 北緯34度14分45秒、東経133度42分14秒の点 〃ホ 北緯34度14分55秒、東経133度42分24秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町(白方漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第228号	詫間漁業協同組合	三豊市詫間町津島地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ホイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度14分32秒、東経133度42分59秒の点 〃ロ 北緯34度14分51秒、東経133度41分57秒の点 〃ハ 北緯34度14分38秒、東経133度41分27秒の点 〃ホ 北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三豊市詫間町詫間	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第229号	詫間漁業協同組合	三豊市詫間町清正公地先	漁場の区域 Aイ、イロ、ロハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、Aイ間最大高潮時海岸線から沖出140メートルの区域を除く。 点イ 北緯34度14分46秒、東経133度40分8秒の点 〃ロ 北緯34度14分30秒、東経133度39分36秒の点 〃ハ 北緯34度14分22秒、東経133度39分40秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三豊市詫間町詫間	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔業終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第230号	諫間漁業協同組合	三豊市諫間町須田地先	漁場の区域 Cイ、イロ、口Eの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、CE間最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの区域を除。 点イ 北緯34度14分18秒、東経133度38分55秒の点 口ロ 北緯34度14分17秒、東経133度38分33秒の点	基点A トワキ島西端(北緯34度14分19秒、東経133度39分28秒の点) "B 斎田西浦走路跡西基部 "C 須田港西防波堤基部(北緯34度14分3秒、東経133度39分9秒の点) "D 葉島城山高頂 "E 香田大滑走路跡東基部(北緯34度14分3秒、東経133度38分41秒の点) 点イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点 "ロ BからA見通し線と上白山から600メートルのところ	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三豊市諺間町諺間	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第231号	三豊市漁業協同組合	三豊市諺間町葉島一の宮地先	漁場の区域	基点A 牛之川暮南端(北緯34度15分21.701秒、東経133度37分21.426秒の点) "B 葉島港西防波堤基部(北緯34度16分4.418秒、東経133度37分54.1秒の点) "C ヤマハシバ防砂堤基部から北へ62メートルのところ(北緯34度16分17.183秒、東経133度38分34.161秒の点) "D 勝見山高頂 "E 稲南御鼻 点イ EからC見通し線とBからD見通し線との交差点(北緯34度15分4秒、東経133度37分59秒の点) "ロ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点(北緯34度15分18秒、東経133度37分24秒の点)	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三豊市諺間町葉島	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第232号	三豊市漁業協同組合	三豊市諺間町大浜船越地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域	基点A 大浜砂浜南端 "B キスラ山西端(北緯34度13分19.561秒、東経133度36分33.533秒の点) "C 丸山島大崖の鼻(北緯34度13分5.189秒、東経133度36分28.666秒の点) "D 親音寺市吹町不動巣(伊吹島北端) "E 親音寺市吹町上島北端 "F 古崎高崎(62.2メートル) "G 下鼻 "H ミゾオチの鼻(北緯34度14分12.162秒、東経133度35分36.193秒の点) 点イ BからG見通し線とAからE見通し線との交差点 "ロ CからF見通し線とBからD見通し線との交差点 "ハ CからG見通し線とDからE見通し線との交差点 "ニ BからG見通し線とHからE見通し線との交差点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三豊市諺間町大浜	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第233号	三豊市漁業協同組合	三豊市諺間町大浜鴨の巣地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域	基点A 小千島北端 "B 名瀬島北端 "C 水門 "D 家ノ浦水門 "E 伊豆川河口 愛媛県境界(余木崎) "F 丸山島南端 "G 丸山島大岩(北緯34度13分7.944秒、東経133度36分37.442秒の点) 点イ AからE見通し線とBからC見通し線との交差点 "ロ BからE見通し線とDからE見通し線との交差点 "ハ CからF見通し線とDからG見通し線との交差点 "ニ AからE見通し線とFからD見通し線との交差点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三豊市諺間町大浜	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第301号	下笠居漁業協同組合	高松市亀水町小坂東防波堤地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域	基点A 消防学校前防波堤突端 "B 大嵐山高頂 点イ AからB見通し線とAから280メートルのところ "ロ AからB見通し線と上白山から150メートルのところ "ハ AからB見通し線と直角にロから西へ200メートルのところ "ニ AからB見通し線と直角にイから西へ200メートルのところ	第一種区画漁業	貝類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市生島町・亀水町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第302号	松山漁業協同組合	坂出市大屋富町地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域	基点A 相模坊下8号防砂堤突端 "B 濱居島北端 "C 相模坊下4号防砂堤突端 "D 濱居島南端 点イ AからB見通し線と上白山から250メートルのところ "ロ イからC見通し線と上白山から100メートルのところ "ハ CからD見通し線と上白山から250メートルのところ "ニ ハからD見通し線と上白山から100メートルのところ	第一種区画漁業	貝類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	坂出市大屋富町・青海町・高屋町・神谷町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第401号	引田漁業協同組合	東かがわ市坂元、南野地先	漁場の区域 ホヘ、ヘト、トチ、テリ、リヌ、ヌニ、ニホの7直線に囲まれた区域	基点A 徳島県鳴門市北灘町吉崎北端 "B 大谷川尻 "C 相生瀬沿西埋立地北東角 "D 引田港青苔台 "E 伊田港防波堤基部 "F 佐佐木地 "G 毛無島南西端 "H 松島西端 点イ DからH見通し線とFからG見通し線とEからD見通し線との交差点 "ロ AからE見通し線とBからI見通し線との交差点 "ハ BからH見通し線と上白山からHへ200メートルのところ "ニ CからH見通し線と上白山から200メートルのところ "ロ AからD見通し線と直角にイから西へ200メートルのところ "ハ BからH見通し線と直角にイから東へ200メートルのところ "ホ AからH見通し線と平行にIから西へ200メートルのところ "ト DからE見通し線と平行にHから西へ200メートルのところ "デ AからE見通し線と上白山からEへ200メートルのところ "リ CからE見通し線とDからA見通し線との交差点 "ス 二からD見通し線と上ニから600メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	東かがわ市馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川殷	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第402号	引田漁業協同組合	東かがわ市松島地先	<p>漁場の区域 ハレ、レタ、タチ、チリ、ヌル、ルヲ、ヲカ、カワ、ワへの10直線に囲まれた区域 点Aへ 北緯34度14分33秒、東経134度26分38秒の点 点Bへ 北緯34度14分20秒、東経134度27分53秒の点 点Cへ 北緯34度13分57秒、東経134度27分56秒の点 点Dへ 北緯34度14分10秒、東経134度26分49秒の点 点Eへ 北緯34度14分18秒、東経134度26分57秒の点 点Fへ 北緯34度14分28秒、東経134度27分39秒の点 点Gへ 北緯34度14分27秒、東経134度26分49秒の点 点Hへ 北緯34度14分37秒、東経134度26分59秒の点 点Iへ 北緯34度15分4秒、東経134度28分44秒の点 点Jへ 北緯34度15分24秒、東経134度27分38秒の点</p> <p>基点A 松島北東端 〃B 松島南西端 〃C 徳島県鳴門市大麻山高頂 〃D 徳島県鳴門市北瀬町基の浦漁港防波堤基部 〃E 東かがわ市引田庁舎中央 〃F 神山高頂 〃G 城山鼻東端 〃H 通念島高頂 点イ DからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点 〃ロ CからA見通し延長線とDからG見通し延長線との交差点 〃ハ ハからE見通し延長線上口から150メートルのところ 〃カ ハからF見通し延長線上口から80メートルのところ 〃木 HからJ見通し延長線上口から300メートルのところ 〃ル HからK見通し延長線上口から100メートルのところ 〃ト HからL見通し延長線上口から1,000メートルのところ 〃チ 二からJ見通し延長線上口から1,000メートルのところ 〃リ ハからM見通し延長線上口から1,000メートルのところ 〃ス ハからN見通し延長線上口から400メートルのところ 〃ル へからO見通し延長線上口から200メートルのところ 〃ヲ ルからP見方位43度45分400メートルのところ 〃ワ AからQ見通し延長線上口から200メートルのところ 〃カ カからR見方位43度45分400メートルのところ 〃ヨ AからS見方位43度45分2,200メートルのところ 〃タ ヨからT見通し線と直角にヨから南東へ450メートルのところ 〃レ ヨからU見通し線と直角にヨから北西へ450メートルのところ</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	3月26日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	東かがわ市馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川根	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正當な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁員の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第403号	引田漁業協同組合	東かがわ市松島西地先	<p>基点A 松島南西端 〃B 徳島県鳴門市大麻山高頂 〃C 徳島県鳴門市北瀬町基の浦漁港防波堤基部 〃D 通念島高頂 〃E 東かがわ市引田庁舎中央 〃F 神山高頂 〃G 城山鼻東端 点イ CからA見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点 〃ロ BからA見通し延長線とDからG見通し延長線との交差点 〃ハ イからJ見通し延長線上口から150メートルのところ (北緯34度14分56秒、東経134度25分44秒の点) 〃ニ AからK見通し延長線上口から300メートルのところ (北緯34度14分56秒、東経134度26分30秒の点) 〃ホ DからL見通し延長線上口から1,000メートルのところ (北緯34度14分59秒、東経134度26分57秒の点) 〃ヘ ハからM見通し延長線上口から850メートルのところ (北緯34度15分2秒、東経134度26分12秒の点) 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	4月1から10月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	東かがわ市馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川根	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正當な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁員の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第404号	引田漁業協同組合	東かがわ市通念島西地先	<p>漁場の区域 ホヘ、ヘト、トチ、チホの4直線に囲まれた区域 点Aへ 北緯34度14分19秒、東経134度26分13秒の点 点Bへ 北緯34度14分8秒、東経134度25分38秒の点 点Cへ 北緯34度14分17秒、東経134度25分26秒の点 点Dへ 北緯34度14分33秒、東経134度25分56秒の点</p> <p>基点A 通念島東端 〃B 引田漁港灯台 〃C 置山高頂(125メートル) 〃D 引田漁港防波堤基部 〃E 双子島高頂 〃F 久島高頂 〃G 小豆島町鹿嶋崎 点イ AからG見通し線とBからJ見通し延長線との交差点 〃ロ FからE見通し延長線とCからD見通し延長線との交差点 〃ハ ハからE見通し延長線上口から5400メートルのところ 〃ニ イからG見通し延長線上口から600メートルのところ 〃ホ イからH見通し延長線上口から100メートルのところ 〃ヘ ハからI見通し延長線上口から100メートルのところ 〃ト ハからJ見通し延長線上口から100メートルのところ 〃チ チからL見通し延長線上口から100メートルのところ</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	4月1から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	東かがわ市馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川根	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正當な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁員の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第405号	引田漁業協同組合	東かがわ市毛無島地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、イイの4直線に囲まれた区域 点Aへ 北緯34度15分57秒、東経134度25分47秒の点 点Bへ 北緯34度14分8秒、東経134度25分11秒の点 点Cへ 北緯34度14分1秒、東経134度25分19秒の点 点Dへ 北緯34度13分50秒、東経134度25分55秒の点</p> <p>基点A 引田漁港赤灯台 〃B 松島南西端 〃C 久島高頂 〃D 双子島高頂 点イ AからB見通し線とCからD見通し延長線との交差点 〃ロ AからC見通し線とDからE見通し延長線との交差点 〃ハ CからF見通し延長線と平行にロから南東へ300メートルのところ 〃ニ CからG見通し延長線とIから南東へ300メートルのところ</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	東かがわ市馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川根	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正當な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁員の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第406号	東根漁業協同組合	東かがわ市松原地先	漁場の区域 ホへ、へハ、ハニ、ニホの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度15分21秒、東経134度22分41秒の点 〃二 北緯34度15分40秒、東経134度22分14秒の点 〃ハ 北緯34度15分41秒、東経134度22分24秒の点 〃ヘ 北緯34度15分22秒、東経134度22分26秒の点	基点A 白島港新川防波堤基部 〃B ふるさと海岸線突端 〃C NTT三木松原営業所鉄塔 〃D 三木松原港赤灯台 〃E 二ノ島西端 〃F 二ノ島東端 〃G 鹿浦海岸北端 〃H 白岩 点イ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点 〃ロ AからE見通し線とHからC見通し線との交差点 〃ハ BからE見通し線とHからC見通し線との交差点 〃ニ DからE見通し線とHからG見通し線との交差点 〃ホ DからG見通し線からGへ100メートルのところ 〃ヘ CからH見通し線からHへ100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	東かがわ市松原	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第407号	東根漁業協同組合	東かがわ市丸亀島北地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度17分11秒、東経134度19分2秒の点 〃ロ 北緯34度16分58秒、東経134度18分55秒の点 〃ハ 北緯34度17分7秒、東経134度18分37秒の点 〃ニ 北緯34度17分19秒、東経134度18分41秒の点	基点A 丸亀島北西端 〃B 丸亀島北端 〃C 丸亀島東端 〃D 女島東端 〃E 女島南端 〃F 北山高頂(226.3メートル) 〃G 旧北山島西鼻北端 〃H 網島北端 〃I さぬき市打伏の鼻北端 〃J さぬき市東頭白石中央 〃K 津田町立地北端 点イ GからD見通し線と長線とHからE見通し延長線との交差点 〃ロ AからE見通し線とHからF見通し線との交差点 〃ハ DからC見通し延長線とHからA見通し延長線との交差点 〃ニ DからG見通し延長線とKからJ見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	東かがわ市淡・三木松・横内・西村・小瀬・馬籠	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第408号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町鶴羽弁天島地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度17分31秒、東経134度16分57秒の点 〃ロ 北緯34度17分27秒、東経134度16分59秒の点 〃ハ 北緯34度17分23秒、東経134度16分54秒の点 〃ニ 北緯34度17分26秒、東経134度15分54秒の点	基点A 薩部鼻北端 〃B 弁天島西端 〃C 西代古志砂防砂堤基部から海岸沿い西へ300メートルのところ (北緯34度17分29秒、東経134度15分39.482秒の点) 〃D 津田港北防波堤突端 〃E 吉見島北防波堤突端 〃F 小豆島朝風ノ子山高頂 点イ AからD見通し線とDからF見通し線との交差点 〃ロ AからD見通し線とDからE見通し線との交差点 〃ハ AからF見通し線とBから200メートルのところ 〃ニ BからE見通し線とCからF見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市津田町鶴羽	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第409号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市小田沖	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度20分44秒、東経134度14分26秒の点 〃ロ 北緯34度20分34秒、東経134度14分26秒の点 〃ハ 北緯34度20分41秒、東経134度14分5秒の点 〃ニ 北緯34度20分52秒、東経134度14分11秒の点	基点A トビガス中央 〃B 小田漁港北防波堤基部 〃C 小田漁港北防波堤突端から基部へ90メートルのところ(旧突端) (北緯34度20分19.454秒、東経134度9.899秒の点) 〃D センゴの浜西端 〃E 小林の高 〃F バクの岩中央 〃G 小豆島町桂谷鼻 〃H 小豆島町小福部島産直 点イ AからD見通し線とDからH見通し線との交差点 〃ロ AからE見通し線とDからH見通し線との交差点 〃ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点 〃ニ AからG見通し線とDからG見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市小田	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第410号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市小田地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度20分34秒、東経134度14分19秒の点 〃ロ 北緯34度20分24秒、東経134度14分13秒の点 〃ハ 北緯34度20分29秒、東経134度13分59秒の点 〃ニ 北緯34度20分41秒、東経134度14分5秒の点	基点A 小田漁港北防波堤基部 〃B 天神鼻 〃C 小田浦漁港北防波堤突端から基部へ90メートルのところ(旧突端) (北緯34度20分19.454秒、東経134度9.899秒の点) 〃D センゴの浜西端 〃E 興津海水浴場西突堤基部 〃F 小林の高 〃G 小豆島町桂谷鼻 〃H 小豆島町小福部島高頂 点イ AからF見通し線とDからH見通し線との交差点 〃ロ BからE見通し線とDからH見通し線との交差点 〃ハ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点 〃ニ DからG見通し線とDからG見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市小田	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第411号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市小田西浜地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度20分21秒、東経134度13分59秒の点 〃ロ 北緯34度20分21秒、東経134度14分0秒の点 〃ハ 北緯34度20分18秒、東経134度14分2秒の点 〃ニ 北緯34度20分18秒、東経134度14分1秒の点	基点A クビ石 〃B 天神鼻 〃C 小田浦漁港北防波堤基部 〃D 西浜中央防砂堤基部 〃E 西浜西防波堤基部 〃F 大山高頂 点イ AからB見通し線とAからA見通し線との交差点 〃ロ AからB見通し線とAからB見通し線との交差点 〃ハ CからD見通し線とDからD見通し線との交差点 〃ニ CからE見通し線とDからE見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市小田	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第412号	代表 さぬき市漁業協同組合 牟礼漁業協同組合 庵治漁業協同組合	さぬき市志度沖	漁場の区域、イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度21分3秒、東経134度10分10秒の点 〃ロ 北緯34度21分3秒、東経134度10分29秒の点 〃ハ 北緯34度21分1秒、東経134度10分29秒の点 〃ニ 北緯34度20分59秒、東経134度10分10秒の点	基点A 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ (北緯34度19分31.99秒、東経134度10分34.323秒の点) 〃B 高松市牟礼町高島西端 〃C 志度港新町西防波堤基部 〃D 志度港新町山国防波堤北東角 〃E 二串崎灯台 点イ DからE見通し線とからB見通し線との交差点 〃ロ DからE見通し線とAからB見通し線との交差点 〃ハ AからB見通し線と上口からAへ150メートルのところ 〃ニ CからB見通し線と上口からCへ150メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	3月25日から10月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市志度、高松市牟礼町・牟礼町・庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第413号	代表 さぬき市漁業協同組合 牟礼漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市牟礼町松ヶ鼻地先	漁場の区域、イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度21分21秒、東経134度10分11秒の点 〃ロ 北緯34度21分19秒、東経134度10分11秒の点 〃ハ 北緯34度21分26秒、東経134度10分12秒の点 〃ニ 北緯34度21分27秒、東経134度10分28秒の点	基点A 松ヶ鼻東端 〃B 魔治町高島西端 〃C さぬき市二木本ガラモ鼻 〃D 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ (北緯34度19分31.99秒、東経134度10分34.323秒の点) 〃E 志度港新町西防波堤基部 点イ DからB見通し線とAからC見通し線との交差点 〃ロ EからB見通し線とAからC見通し線との交差点 〃ハ EからB見通し線と上口からBへ195メートルのところ 〃ニ DからB見通し線と上口からBへ195メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	3月25日から10月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市志度、高松市牟礼町・牟礼町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第414号	代表 さぬき市漁業協同組合 牟礼漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市牟礼町松ヶ鼻地先	漁場の区域、イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度21分34秒、東経134度10分12秒の点 〃ロ 北緯34度21分36秒、東経134度10分27秒の点 〃ハ 北緯34度21分31秒、東経134度10分28秒の点 〃ニ 北緯34度21分29秒、東経134度10分12秒の点	基点A 魔治町高島原港防波堤突端 〃B 魔治町高島西端 〃C さぬき市旧グリーンヒル大串南端 〃D 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ (北緯34度21分34.99秒、東経134度12分28.109秒の点) 〃E 志度港新町西防波堤基部 点イ EからB見通し線とからC見通し線との交差点 〃ロ DからB見通し線とAからC見通し線との交差点 〃ハ DからB見通し線と上口からDへ150メートルのところ 〃ニ EからB見通し線と上口からEへ150メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	3月25日から10月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市志度、高松市牟礼町・牟礼町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第415号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度地先	漁場の区域 ハロ、ロヘ、ヘト、トハの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度20分18秒、東経134度10分52秒の点 〃ロ 北緯34度19分45秒、東経134度10分58秒の点 〃ハ 北緯34度20分19秒、東経134度10分59秒の点 〃ト 北緯34度19分44秒、東経134度10分2秒の点	基点A 横現鼻西端 〃B 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ (北緯34度19分31.99秒、東経134度10分34.323秒の点) 〃C さぬき市、高松市牟礼町境界 〃D 高松市牟礼町房前鼻東端 〃E 高松市牟礼町高島の北高頂 〃F 高松市牟礼町高島西端 点イ EからB見通し線とからD見通し線との交差点 〃ロ OからE見通し線と上口からEへ300mの点 〃ハ OからE見通し線と上口からCへ140mの点 〃ニ AからD見通し線とからC見通し線との交差点 〃ホ BからE見通し線と上口からFへ300メートルの点 〃ヘ 口からE見通し線と上口からホへ100メートルのところ 〃ト CからE見通し線と直角にハから東へ100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市志度	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第416号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄大串地先	漁場の区域、イハ、ハニ、ニホ、ホイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度21分54秒、東経134度12分14秒の点 〃ロ 北緯34度21分39秒、東経134度12分18秒の点 〃ハ 北緯34度21分38秒、東経134度12分5秒の点 〃ホ 北緯34度21分52秒、東経134度12分5秒の点	基点A 大串黒岩海岸北端 〃B 二木本島 〃C Bから海岸沿い北へ80メートルのところ (北緯34度21分39.802秒、東経134度12分22.808秒の点) 〃D 高松市牟礼町鳶ヶ島東端 〃E 高松市牟礼町鳶ヶ島西端 点イ EからF見通し線と上口からG見通し線との交差点 〃ロ GからF見通し線と上口からH見通し線との交差点 〃ハ CからE見通し線と上口からI見通し線との交差点 〃ニ CからE見通し線と上口からJ見通し線との交差点 〃ホ DからF見通し線と上口からK見通し線との交差点 〃ヘ CからE見通し線と上口からL見通し線との交差点 〃ト AからF見通し線と上口からM見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	9月15日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市鴨庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第417号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄大谷地先	漁場の区域、Bイ、イロ、ロD、DCの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点B 北緯34度21分33.068秒、東経134度12分26.209秒の点 〃C 北緯34度21分23.116秒、東経134度12分33.921秒の点 〃D 北緯34度21分19.822秒、東経134度12分34.883秒の点 点イ 北緯34度21分31秒、東経134度12分19秒の点 〃ロ 北緯34度21分16秒、東経134度12分26秒の点	基点A 二木本島 〃B 二木本ガラモ島 〃C さぬき市潮干狩り場北岸海岸堤南端 〃D さぬき市潮干狩り場中央海岸堤南端 〃E 日盛山高頂 〃F 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北西端 〃G 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ (北緯34度20分50.47秒、東経134度11分28.322秒の点) 〃H 小串崎北端 点イ AからF見通し線とBからH見通し線との交差点 〃ロ DからG見通し線と上口からEへ220メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市鴨庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第418号	鶴庄漁業協同組合	さぬき市鶴庄浜地先	基点A さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端 〃B 大井岬 〃C 二子水門 〃D 立石から海岸沿い東へ30メートルのところ (北緯34度20分50秒、東経134度11分28.322秒の点) 〃E 高松市鹿之治町高島北東端 〃F 土庄町大深山高頂(227メートル) 点イ AからD見通し線とからE見通し線との交差点 (北緯34度21分5秒、東経134度11分50秒の点) 〃ロ AからD見通し線とからE見通し線との交差点 (北緯34度21分12秒、東経134度11分54秒の点) 〃ハ ドからE見通し線とからG見通し線とのところ (北緯34度21分44秒、東経134度12分19秒の点) 〃ニ EからG見通し線とからCへ50メートルのところ (北緯34度20分33秒、東経134度11分54秒の点) 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市鶴庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第419号	鶴庄漁業協同組合	さぬき市鶴庄浜沖地先	基点A 旧真珠島養魚場の南東防波堤基部 〃B 卒礼港赤灯台 〃C 土庄町大深山高頂(227メートル) 〃D 土庄町高見山高頂(153メートル) 〃E 大川木ガラモ鼻 〃F 二木太ガラモ鼻 〃G 大井岬 〃H 川西部落地域下水道終末処理場埋立地北西角から護岸沿い東へ33メートルのところ (北緯34度20分46.997秒、東経134度11分51.974秒の点) 点イ AからF見通し線とHからD見通し線との交差点 〃ロ BからE見通し線とからD見通し線との交差点 〃ハ BからE見通し線とGからC見通し線との交差点 〃ニ AからF見通し線とGからC見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	4月1日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市鶴庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第420号	鶴庄漁業協同組合	さぬき市鶴庄峰ヶ浦地先	基点A 小串穴の口から海岸沿い北へ50メートルのところ (北緯34度21分6.475秒、東経134度10分56.442秒の点) 〃B 蜂ヶ浦北端 〃C 蜂ヶ浦南端 〃D 志度港一帯防波堤東端から真東へ100メートルのところ (北緯34度19分22.894秒、東経134度10分41.985秒の点) 〃E 高松市牟礼町房前島 〃F 高松市牟礼町金比羅高頂 〃G 高松市鹿之治町高島高頂 点イ CからE見通し線と上Hから150メートルのところ 〃ロ BからF見通し線とからG見通し線との交差点 〃ハ AからF見通し線と上Aから400メートルのところ 〃ニ AからF見通し線と上Aから125メートルのところ 〃ホ BからF見通し線とイからニ見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市鶴庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第421号	牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町大町地先	基点A さぬき市峰ヶ浦船揚場北端 〃B さぬき市小串高頂 〃C さぬき市穴水海岸北端 〃D 志度港一帯防波堤東端 〃E さぬき市地蔵寺 〃F 房前島東端 〃G 川東防波堤基部 〃H 牟礼港川西理立地南東端 〃I 金比羅防波堤突端 点イ HからB見通し線と上Hから150メートルのところ 〃ロ HからB見通し線とからD見通し線との交差点 〃ハ HからB見通し線と上HからHへ100メートルのところ 〃ニ FからA見通し線とからD見通し線との交差点 〃ホ FからA見通し線とからG見通し線とのところ 〃ヘ GからB見通し線とからA見通し線との交差点 〃ト GからC見通し線とからE見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市牟礼町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第422号	代表 鹿之治漁業協同組合 さぬき市鹿之治漁業協同組合 牟礼漁業協同組合	高松市鹿之治町葛原地先	基点A 松ヶ鼻防砂堤突端 〃B マブノ鼻 〃C さぬき市大串崎南の高頂(137メートル) 〃D さぬき市猿子島高頂 点イ AからD見通し線と上Aから170メートルのところ 〃ロ BからC見通し線と上Bから270メートルのところ 〃ハ BからC見通し線と上BからCへ250メートルのところ 〃ニ AからD見通し線とからD見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市鹿之治町・高松市牟礼町・鹿之治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第423号	代表 塙治漁業協同組合 さめき市漁業協同組合 牟礼漁業協同組合	高松市庵治町マブノ島地先	漁場の区域、イホ、ホヘ、ヘニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度21分33秒、東経134度9分40秒の点 〃二 北緯34度21分32秒、東経134度9分48秒の点 〃ホ 北緯34度21分45秒、東経134度9分40秒の点 〃ハ 北緯34度21分44秒、東経134度9分48秒の点	基点A マブノ島 〃B 高松海水浴場北防波堤突端 〃C さめき市大串崎北の高頂南の高(109メートル) 〃D さめき市大串崎南の高頂(137メートル) 点イ AからDを通し線上から220メートルのところ 〃ロ BからC見通し線上から250メートルのところ 〃ハ BからC見通し線上からCへ200メートルのところ 〃ニ AからD見通し線上からDへ200メートルのところ 〃ホ 口からI見通し線上から200メートルのところ 〃ヘ ハからニ見通し線上から200メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	10月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さめき市志度、高松市牟礼町・庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを擅んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第424号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町高尻地先	漁場の区域、イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度21分38秒、東経134度9分50秒の点 〃ロ 北緯34度21分59秒、東経134度9分46秒の点 〃ハ 北緯34度21分59秒、東経134度9分56秒の点 〃ニ 北緯34度21分37秒、東経134度10分0秒の点	基点A 高尻田中の防砂堤突端 〃B 生の国南鼻 〃C さめき市大串崎北の高頂北の高(旧大串温泉南端) (北緯34度1分55秒、東経134度9分12秒～12分32秒の点) 〃D さめき市大串崎南の高頂(137メートル) 点イ AからD見通し線上から450メートルのところ 〃ロ BからC見通し線上から450メートルのところ 〃ハ BからC見通し線上からCへ250メートルのところ 〃ニ AからD見通し線上からDへ250メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	4月1日から10月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを擅んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第425号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町大島港地先	漁場の区域、イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度24分29秒、東経134度6分57秒の点 〃ロ 北緯34度24分22秒、東経134度6分57秒の点 〃ハ 北緯34度24分21秒、東経134度5分58秒の点 〃ニ 北緯34度24分30秒、東経134度6分1秒の点	基点A 弁天島西端 〃B 大串北防波堤基部 〃C 重岩 〃D 屋久長崎鼻北端 〃E 女木島中の高頂(187メートル) 〃F 矢竹島南端 〃G 土丸町小豊島高頂(133メートル) 点イ AからC見通し線とBからF見通し線との交差点 〃ロ AからC見通し線とイからFへ225メートルのところ 〃ハ 口からE見通し線とDからG見通し線との交差点 〃ニ BからF見通し線とDからG見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを擅んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第426号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町大島地先	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度24分25秒、東経134度5分58秒の点 〃ニ 北緯34度24分17秒、東経134度5分58秒の点 〃ホ 北緯34度24分13秒、東経134度5分47秒の点 〃ハ 北緯34度24分23秒、東経134度5分47秒の点	基点A 石鳥島端 〃B 矢竹島西端 〃C 矢竹島東端 〃D 土庄町豊島東端 〃E 女木島中の高頂(187メートル) 〃F 女木島南の高頂(216メートル) 点イ AからB見通し線上から450メートルのところ 〃ロ AからB見通し線上から450メートルのところ 〃ハ EからD見通し線とDからC見通し延長線との交差点 〃ニ FからI見通し線とDからC見通し延長線との交差点 〃ホ イからF見通し線から150メートルのところ 〃ハ 口からE見通し線とDからG見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	3月20日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを擅んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第427号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町城裏地先	漁場の区域 ホヘ、ヘト、トチ、リリ、ヲホの6直線に囲まれた区域 点ホ 北緯34度23分14秒、東経134度6分49秒の点 〃ヘ 北緯34度23分11秒、東経134度6分24秒の点 〃ト 北緯34度23分2秒、東経134度6分29秒の点 〃リ 北緯34度23分53秒、東経134度7分3秒の点 〃ヲ 北緯34度23分3秒、東経134度6分53秒の点	基点A ハジキ界 〃B 相川川尻中央点 (北緯34度21分34.12秒、東経134度7分11.633秒の点) 〃C 屋久台頂北端(北極北端) 〃D 屋久長崎鼻北端 〃E 女木島北端 〃F 大島アハギの鼻西端 〃G 大島東端 〃H 御殿山根大鼻 〃I 御殿山高頂(188メートル)南側の小高 〃J 江ノ浦理立地西側護岸北角 〃K 魚籠港沖防波堤突端 〃L 魚籠港沖文字防波堤北灯台 点ホ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点 〃ロ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点 〃ハ BからF見通し線とDからC見通し延長線との交差点 〃ニ BからF見通し線とDからC見通し延長線との交差点 〃ホ CからI見通し線とDからE見通し線との交差点 〃ハ DからK見通し線とEからL見通し線との交差点 〃ト CからI見通し線とHからJ見通し線との交差点 〃チ 口からI見通し線とDからE見通し線との交差点 〃リ EからI見通し線とIからEへ100メートルのところ 〃ス AからG見通し線とCからI見通し線との交差点 〃ル HからI見通し線とDからI見通し線との交差点 〃ヲ EからL見通し線とIからEへ110メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	3月20日から翌年2月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを擅んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第428号	代表 廉治漁業協同組合 屋島漁業協同組合	高松市屋島東町瀬ノ内北西部地先	基点A 屋島東町室ノ瀬洲鼻(旧防砂堤跡) "B 広治町ハジキ鼻 "C 屋島台頂北端(北嶺北端) "D 廉治漁港王下旧突堤灯台 点イ AからB見通し線よりから50メートルのところ "ロ AからB見通し線よりから300メートルのところ "ハ CからD見通し線より最大高潮時海岸線からDへ50メートルのところ "ニ CからD見通し線より最大高潮時海岸線からDへ300メートルのところ "ホ AからB見通し線よりから22分11秒の点 "カ BからC見通し線よりから22分19秒の点 (北緯34度22分2秒、東経134度6分19秒の点) "ト イからB見通し線よりから350メートルのところ (北緯34度22分2秒、東経134度6分21秒の点) "チ 口からC見通し線よりから350メートルのところ (北緯34度22分33秒、東経134度6分28秒の点)	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市庵治町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。	
区第429号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町城ヶ島西地先	漁場の区域、イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度29分28秒、東経134度21分9秒の点 "ロ 北緯34度29分28秒、東経134度21分5秒の点 "ニ ハ 北緯34度29分25秒、東経134度21分9秒の点 "二 北緯34度29分24秒、東経134度21分5秒の点	基点A 桶漁港東防波堤基部 "B 城ヶ島西端 "C 城ヶ島高頂 "D Bから海岸線沿い南へ150メートルのところ (北緯34度29分24.808秒、東経134度21分10.481秒の点) "E 桶漁港東防波堤端 点イ AからC見通し線とからE見通し線との交差点 "ロ AからC見通し線よりAへ100メートルのところ "ハ DからF見通し線とからE見通し線との交差点 "ニ DからF見通し線よりからFへ100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町桶	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第430号	屋島漁業協同組合	高松市屋島東町長崎旧屋島養魚地先	漁場の区域、二ホ、ホニ、ヘト、トニの4直線に囲まれた区域 点二 ホ 北緯34度23分4秒、東経134度6分22秒の点 "ホ ホ 北緯34度23分4秒、東経134度6分18秒の点 "ニ ホ 北緯34度23分4秒、東経134度6分3秒の点 "ト ホ 北緯34度23分0秒、東経134度6分3秒の点	基点A 長崎鼻南の高頂 "B 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ (北緯34度22分49.636秒、東経134度5分53.92秒の点) "C 相引川尻中央点 (北緯34度21分34.126秒、東経134度7分11.633秒の点) "D 庵治町丸山西鼻南西端 "E 庵治町丸山西端 "F 庵治町丸山西端 "G 庵治町丸山西端 "H GからE見通し線の頂(195メートル) 点イ AからE見通し線とからD見通し線との交差点 "ロ DからE見通し線とからF見通し線との交差点 "ハ AからE見通し線と平行にHから南へ50メートルのところ "ホ CからG見通し線と平行にHから北へ250メートルのところ "ヘ CからE見通し線と平行にHから100メートルのところ "ト AからE見通し線と平行にニから西へ400メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	3月20日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第431号	屋島漁業協同組合	高松市屋島東町瀬ノ内南地先	漁場の区域、イロ、ロヘ、ヘホ、ホイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分47秒、東経134度6分4秒の点 "ロ ホ 北緯34度22分50秒、東経134度6分9秒の点 "ハ ホ 北緯34度22分42秒、東経134度6分11秒の点 "ヘ 北緯34度22分44秒、東経134度6分16秒の点	基点A 屋島台頂北端(北嶺北端) "B 廉治町御殿山高頂南側の小高(88メートル) "C 廉治漁港王下旧突堤灯台 点イ AからB見通し線より最大高潮時海岸線からBへ100メートルのところ "ロ AからB見通し線よりAへ100メートルのところ "ハ AからC見通し線より最大高潮時海岸線からCへ100メートルのところ "ニ AからC見通し線よりAへ150メートルのところ "ホ CからD見通し線と平行にHから北へ50メートルのところ "ヘ CからE見通し線と平行にHから南へ100メートルのところ "ト AからC見通し線と平行にニから西へ400メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第432号	屋島漁業協同組合	高松市屋島東町瀬ノ内北地先	漁場の区域 ホホ、ホヘ、ヘニ、ニハの4直線に囲まれた区域 点一 北緯34度22分52秒、東経134度6分3秒の点 "二 北緯34度22分54秒、東経134度6分5秒の点 "ホ 北緯34度23分1秒、東経134度5分47秒の点 "ヘ 北緯34度23分3秒、東経134度5分48秒の点	基点A 屋島台頂北端(北嶺北端) "B 長崎鼻北防波堤基部 "C 女木島北端 "D 廉治町丸大島南東端 "E 庵治町御殿鼻 "F 廉治町丸山西鼻南西端 点イ AからE見通し線とよりからF見通し線との交差点 "ロ BからD見通し線とからE見通し線との交差点 "ハ AからC見通し線よりAへ100メートルのところ "ニ AからC見通し線よりAへ150メートルのところ "ホ CからD見通し線よりAへ100メートルのところ "ヘ CからD見通し線よりAへ50メートルのところ "ト AからC見通し線よりAへ30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第433号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町芋谷地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニハ、ヘイの5直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度24分22秒、東経134度3分59秒の点 点ロ 北緯34度24分21秒、東経134度3分51秒の点 点ハ 北緯34度24分0秒、東経134度3分32秒の点 点二 北緯34度24分0秒、東経134度3分34秒の点 点ヘ 北緯34度24分0秒、東経134度3分38秒の点	基点A 魚戸南島から海岸沿い北へ50メートルのところ (北緯34度24分20.994秒、東経134度3分23.306秒の点) 点B 土庄町豊島カイキ場 点C 慶治町矢竹島南端 点D 慶治町豊島アハギの鼻高頂 点E 苫谷用川路南端 点イ AからC見通し線と上Aから375メートルのところ 点ロ AからC見通し線と上Bから200メートルのところ 点ハ EからD見通し線と上Bから250メートルのところ 点二 EからD見通し線と上Bから300メートルのところ 点ホ EからD見通し線と上Bから400メートルのところ 点ヘ 木からH見通し線と二からD見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小削式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市女木町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第434号	下笠居漁業協同組合	高松市亀水町小坂東防波堤地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分10秒、東経133度58分3秒の点 点ロ 北緯34度22分14秒、東経133度57分59秒の点 点ハ 北緯34度22分10秒、東経133度57分53秒の点 点二 北緯34度22分6秒、東経133度57分57秒の点	基点A 消防学校前防波堤突端 点D 大祖山高頂 点E AからB見通し線と上Aから280メートルのところ 点ロ AからB見通し線と上Aから150メートルのところ 点ハ AからB見通し線と上Bから西へ200メートルのところ 点二 AからB見通し線と直角にイから西へ200メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小削式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市生島町・亀水町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第435号	直島漁業協同組合	香川郡直島町井島鞍掛地先	漁場の区域 ハイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度28分48秒、東経134度0分58秒の点	イ 点の位置 点A 京ノ上磯島東端 点B 井島郡五野町福井鼻南東端 点C 井島郡大久野島西端 点D 向島北端 点E AからC見通し線とBからD見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小削式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第436号	直島漁業協同組合	香川郡直島町井島長浜地先	漁場の区域 イロ、ロE、Eハ、ハイの4直線に囲まれた区域 基点E 北緯34度29分0.683秒、東経134度0分53.949秒の点 点イ 北緯34度29分1秒、東経134度0分2秒の点 点ロ 北緯34度29分8秒、東経134度0分25秒の点 点ハ 北緯34度28分53秒、東経134度0分46秒の点	基点A 京ノ上磯島東端 点B 岡山県玉野市福井鼻南東端 点C 井島郡大久野島西端 点D 井島郡大久野島端 点E 井島郡五野島西端から海岸沿い北へ250メートルのところ(石切場北端下) 点F 井島郡五野島南西端 点G 向島北端 点H ハコ島東端 点I AからF見通し線とDからH見通し線との交差点 点ロ DからH見通し線とDからC見通し線との交差点 点ハ AからF見通し線とEからH見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小削式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第437号	直島漁業協同組合	香川郡直島町井島出鼻地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度29分41秒、東経134度0分28秒の点 点ロ 北緯34度29分8秒、東経134度0分31秒の点 点ハ 北緯34度29分5秒、東経134度0分25秒の点 点二 北緯34度29分41秒、東経134度0分24秒の点	基点A 岡山県玉野市蛭子島高頂 点B 井島郡大久野島端 点C 井島郡子山高頂(157メートル) 点D 井島郡ナリノ鼻端 点E 向島荒崎鼻東端 点F 家島高頂 点G 家島高頂 点H 京ノ上磯島東の北端 点I BからE見通し線とDからH見通し線との交差点 点ロ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点 点ハ DからG見通し線とAからJ見通し線との交差点 点二 AからF見通し線とCからH見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小削式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第438号	直島漁業協同組合	香川郡直島町向島大福地先	漁場の区域 Aロ、Dロ、CBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点B 北緯34度28分20.705秒、東経134度0分16.784秒の点 点イ 北緯34度28分21秒、東経134度0分29秒の点	基点A 向島北端 点B Aから海岸沿い南へ100メートルのところ 点C 向島荒崎鼻 点D 井島郡大久野島端 点E ハコ島北端 点I CからD見通し線と上Cから100メートルのところ 点ロ AからI見通し線とCからE見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小削式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第439号	直島漁業協同組合	香川郡直島町旧家島塙田地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニ、Jロ、Jイの6直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度28分12秒、東経133度59分48秒の点 点ロ 北緯34度28分5秒、東経133度59分42秒の点 点ハ 北緯34度28分14秒、東経133度59分34秒の点 点二 北緯34度28分23秒、東経133度59分34秒の点	基点A 井島ナリノ鼻端 点B 家島高頂 点C 向島ナリノ鼻端 点D 向島南西端 点E 直島港本村地区防波堤東回曲部(古波止基部) 点F 吉野石青株式会社南側高頂 点G 安野島南西端 点H 局島南端 点I 家島白石 点J 家島白石浜根 点E AからB見通し線と延長線とCからJ見通し線との交差点 点ロ AからB見通し線と延長線とDからG見通し線との交差点 点ハ DからG見通し線とEからH見通し線との交差点 点二 EからH見通し線とFからI見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小削式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第440号	直島漁業協同組合	香川郡直島町家島西地先	漁場の区域 A、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度28分28秒、東経133度59分29秒の点 ロ 北緯34度28分37秒、東経133度59分26秒の点	基点A 家島白石鼻西端 "B 家島山の神鼻西端 "C 重石ノ鼻高頂(86メートル) "D 三菱マリアル株式会社直島精錬所煙突 点イ AからD見通し線より上から100メートルのところ ロ BからC見通し線より上Bから100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第441号	直島漁業協同組合	香川郡直島町家島北地先	漁場の区域 G、イロ、ロE、FHの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点H 北緯34度28分39秒028秒、東経133度59分44秒55秒の点 点イ 北緯34度28分45秒、東経133度59分48秒の点 ロ 北緯34度28分43秒、東経134度0分6秒の点	基点A 寺島早崎北端 "B 局島南端 "C 犬島鬼ヶ崎西端 "D 井島才力鼻西端 "E ハコ島北端 "F ハコ島中央(北岸南端) "G 家島シヤマ尻鼻 "H Gから海岸沿い南へ100メートルのところ 点イ AからB見通し延長線とDからG見通し線との交差点 ロ AからB見通し延長線とCからE見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第442号	直島漁業協同組合	香川郡直島町島西地先	漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点I 北緯34度29分1秒、東経133度59分18秒の点 ロ 北緯34度28分48秒、東経133度59分18秒の点	基点A 岛島イチジク鼻西端 "B 局島南端 "C 下島島端 "D 上島島端 点イ AからC見通し線より上Aから100メートルのところ ロ BからD見通し線より上Bから100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第443号	直島漁業協同組合	香川郡直島町京ノ上瀬島西地先	漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 京ノ上瀬島西鼻 "B 京ノ上瀬島中鼻		第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第444号	直島漁業協同組合	香川郡直島町京ノ上瀬島北地先	漁場の区域 イロ、Dハ、ハニ、ニアの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度29分44秒、東経133度58分44秒の点 ロ 北緯34度29分43秒、東経133度59分1秒の点	基点A 京ノ上瀬島東の北端 "B 京ノ上瀬島北東の高頂 "C 京ノ上瀬島北西の高頂 "D 京ノ上瀬島西の北端 "E 杵島南端 "F 杵島南東端 "G 善兵衛島東端 "H 同県琴平町市後壁神社(八幡宮) 点イ AからC見通し線と東と西側の最大高潮時海岸線との交差点 ロ BからC見通し線と西側の最大高潮時海岸線との交差点 ハ DからG見通し線とEからF見通し延長線との交差点 ニ AからH見通し線とEからF見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第445号	直島漁業協同組合	香川郡直島町喜兵衛島北地先	漁場の区域 イからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分25秒、東経133度58分10秒の点	基点A 喜兵衛島北東部高頂 "B 喜兵衛島西の北端 点イ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第446号	直島漁業協同組合	香川郡直島町牛ヶ首東地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニアの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度30分38秒、東経133度58分29秒の点 ロ 北緯34度30分40秒、東経133度58分39秒の点 ハ 北緯34度30分27秒、東経133度58分43秒の点 ニ 北緯34度30分25秒、東経133度58分36秒の点	基点A 牛ヶ首島中央の高頂(49メートル) "B 一軒屋鼻東端 "C 大ハツオ島南端 "D 同県琴平町市野村 "E 同県琴平町市野村市役所 "F 丸山南西端 "H アナジ東端 点イ AからD見通し線とBからG見通し線との交差点 ロ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点 ハ EからH見通し線とCからF見通し線との交差点 ニ EからH見通し線とBからG見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第447号	直島漁業協同組合	香川郡直島町牛ヶ首西地先	漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度30分36秒、東経133度58分5秒の点 ロ 北緯34度30分15秒、東経133度58分5秒の点	基点A 牛ヶ首島北端 "B 牛ヶ首島南西端 "C 直島朝十波ノ鼻高頂 "D 同県琴平町市野村モロ端 "E 同県琴平町市野村前丁場タスキ山高頂(92メートル) 点イ AからE見通し線より上Aから100メートルのところ ロ BからD見通し線とCからG見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第448号	坂出市漁業協同組合	坂出市王越町木沢沖	漁場の区域 ハ二、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チB、チハの7直線によって囲まれた区域 点A 北緯34度23分12秒、東経133度55分21秒の点 "二 北緯34度23分5秒、東経133度55分12秒の点 "ホ 北緯34度22分52秒、東経133度55分14秒の点 "ヘ 北緯34度22分57秒、東経133度55分15秒の点 "ト 北緯34度23分2秒、東経133度55分20秒の点 "チ 北緯34度23分4秒、東経133度55分26秒の点	基点A オリーブ水産株式会社埋立地北護岸西角に設置したコンクリート標柱 "B Aから真方位37度55分728メートルのところに設置したコンクリート標柱 "C 大崎鼻(高松市・坂出市境界) "D 高松市小松島高頂 "E 王越町大崎山高頂(231メートル) "F 王越町大ノ鼻 "G 岡山県玉野市宮田山高頂(122メートル) "H オリーブ水産株式会社養殖場防砂堤突端 "I 岡山県玉野市小松島西端 "J CからE見通し線とから100メートルのところ "K FからE見通し線とから200メートルのところ "ハ AからE見通し線とからG見通し線との交差点 "ニ イからE見通し線とからG見通し線との交差点 "ホ Aから真方位34度25分186メートルのところ "ヘ Aから真方位0度30分360メートルのところ "ト Aから真方位13度00分510メートルのところ "二 Aから真方位13度00分510メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小削式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	坂出市王越町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第449号	坂出市漁業協同組合	坂出市王越町木沢地先	漁場の区域 ハイ、ロハ、ハニ、ニボの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分52秒、東経133度55分14秒の点 "ロ 北緯34度22分57秒、東経133度55分20秒の点 "ハ 北緯34度23分2秒、東経133度55分20秒の点 "二 北緯34度23分4秒、東経133度55分26秒の点	基点A オリーブ水産株式会社埋立地北護岸西角に設置したコンクリート標柱 "B Aから真方位37度55分728メートルのところに設置したコンクリート標柱 点イ 北緯34度38度25分186メートルのところ "ロ Aから真方位0度30分360メートルのところ "ハ Aから真方位13度00分510メートルのところ "ニ Aから真方位25度30分612メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小削式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	坂出市王越町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第450号	坂出市漁業協同組合	坂出市王越町乃生地先	漁場の区域 ハロ、ニロ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分50秒、東経133度54分21秒の点 "ロ 北緯34度22分57秒、東経133度54分15秒の点 "ハ 北緯34度22分42秒、東経133度54分21秒の点 "二 北緯34度22分42秒、東経133度54分8秒の点	基点A 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱 "B 旧乃生塩田防砂堤基部より突端へ30メートルのところ (北緯34度22分42.51秒、東経133度54分22.172秒の点) "C 旧乃生塩田北護岸東角から護岸沿い西へ100メートルのところ (北緯34度22分41.443秒、東経133度54分20.988秒の点) "D 乃生海岸防砂堤突端 "E 乃生海岸北防砂堤突端 "F 乃生海岸西防砂堤突端 "G 岡山県玉野市宮田山高頂(234メートル) "H 岡山県玉野市宮田山高頂(234メートル) 点イ AからE見通し線とから100メートルのところ "ロ AからE見通し線とからG見通し線との交差点 "ハ DからB見通し線とからH見通し線との交差点 "ニ DからB見通し線とからI見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小削式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	坂出市王越町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第451号	与島漁業協同組合	坂出市沙弥島東地先	漁場の区域 Aロ、ロBの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点ロ 北緯34度21分8秒、東経133度49分20秒の点	基点A 沙弥島北端 "B 沙弥島天狗岩 "C 番屋井埋立地北西護岸西角 "D 番屋井埋立地北西護岸東角 点イ 白からE見通し線とから100メートルのところ "ロ 口からD見通し線とからI見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小削式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第452号	与島漁業協同組合	坂出市与島東地先	漁場の区域 ハロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度25分4秒、東経133度48分31秒の点 "ロ 北緯34度25分4秒、東経133度48分33秒の点 "ハ 北緯34度25分3秒、東経133度48分33秒の点 "二 北緯34度25分2秒、東経133度48分31秒の点	基点A 与島長崎鼻北端 "B 小与島北端 "C 小与島北端から海岸線沿い西へ130メートルのところ (北緯34度23分41.254秒、東経133度49分41.296秒の点) "D 荒神島ニギエニノ鼻東端 "E DからC見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点 "F 与島長崎鼻北端から海岸線沿い南へ50メートルのところ 点イ AからB見通し線とAから220メートルのところ "ロ EからC見通し線とAから200メートルのところ "ハ EからC見通し線とAから50メートルのところ "ニ FからB見通し線Fから50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小削式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第453号	与島漁業協同組合	坂出市岩黒漁港地先	漁場の区域 ハロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度24分25秒、東経133度48分46秒の点 "ロ 北緯34度24分26秒、東経133度48分52秒の点 "ハ 北緯34度24分19秒、東経133度48分49秒の点 "二 北緯34度24分20秒、東経133度48分48秒の点	基点A 岩黒漁港北防波堤基部 "B 岩黒漁港北防波堤突端から基部へ40メートルのところ (北緯34度24分19.86秒、東経133度48分43.068秒の点) "C 高松市小松島北端 "D 高松市大松島南端 点イ AからD見通し線とAから200メートルのところ "ロ AからD見通し線とAから200メートルのところ "ハ BからC見通し線とBから150メートルのところ "ニ BからC見通し線とBから30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小削式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第454号	与島漁業協同組合	坂出市櫻石漁港地先	漁場の区域、イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度25分4秒、東経133度48分31秒の点 〃ハ 北緯34度25分2秒、東経133度48分33秒の点 〃ニ 北緯34度25分2秒、東経133度48分31秒の点	基点A 櫻石漁港東防波堤突端から基部へ100メートルのところ (北緯34度25分3.839秒、東経133度48分30.511秒の点) 〃B 櫻石漁港東防波堤突端から基部へ50メートルのところ (北緯34度25分2.221秒、東経133度48分30.651秒の点) 〃C 岡山県東端 〃D 因島南端 点イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点 〃A AからC見通し線とAから70メートルのところ 〃B AからD見通し線とBから70メートルのところ 〃ニ BからD見通し線とBから20メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫻石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第455号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町向島地先	漁場の区域、Aイ、IDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度23分54秒、東経133度47分30秒の点	基点A 向島東端 〃B 坂出市羽佐島南端 〃C モジ島東端 〃D 向島南西端 点イ AからC見通し線とDからB見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	丸亀市本島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第456号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町大浦地先	漁場の区域、Aイ、イロ、OBの3直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度23分33秒、東経133度45分51秒の点 〃ロ 北緯34度23分59秒、東経133度45分57秒の点	基点A 福田東護岸北端 〃B フケノ鼻北端 〃C 岡山県大口島南端 〃D タコノボ鼻北端 〃E 大浦地区護岸北端 〃F 大浦地区防砂堤東側基部 点イ AからE見通し線とDからF見通し線との交差点 〃ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	丸亀市本島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第457号	多度津町漁業協同組合	仲多度郡多度津町福江地先	漁場の区域、イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度16分58秒、東経133度45分17秒の点 〃ロ 北緯34度16分55秒、東経133度45分12秒の点 〃ハ 北緯34度17分4秒、東経133度45分7秒の点 〃ニ 北緯34度17分6秒、東経133度45分11秒の点	基点A 深江八幡宮 〃B 鮎子港ノ号防波堤基部 〃C 鮎子港ノ号防波堤北端 〃D 丸亀市庄島町王頭山(ドードロ山)高頂(312メートル) 〃E 丸亀市庄島町波筋岩灯標 〃F 横江港東防波堤基部 点イ FからE見通し線とBからC見通し延長線との交差点 〃ロ AからD見通し線とBからC見通し延長線との交差点 〃ハ AからD見通し線とBからDへ300メートルのところ 〃ニ FからE見通し線とIからEへ300メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町(多度津町漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第458号	多度津町漁業協同組合	仲多度郡多度津町鮎子港地先	漁場の区域、Dロ、ロハ、ハニ、ニエの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点ロ 北緯34度17分0秒、東経133度44分56秒の点 〃ハ 北緯34度17分4秒、東経133度45分4秒の点 〃ニ 北緯34度16分54秒、東経133度45分10秒の点	基点A 丸亀市広島町波筋岩灯標 〃B 丸亀市昭和町埋立地西護岸屈曲部から南へ護岸沿い156メートルのところ (北緯34度17分28秒、東経133度46分4秒の点) 〃C 鮎子港ノ号防波堤東端部から護岸沿い北東へ55メートルのところ (北緯34度17分49秒、東経133度45分4秒の点) 〃D 鮎子港ノ号防波堤基部 〃E 鮎子港ノ号防波堤北端 〃F 多度津造船株式会社中央倉庫南東端 点イ FからB見通し線とDからE見通し延長線との交差点 〃ロ FからB見通し線とEからD見通し延長線との交差点 〃ハ FからB見通し線とDからA見通し線との交差点 〃ニ DからE見通し延長線とCからA見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町(多度津町漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第459号	多度津町漁業協同組合	仲多度郡多度津町鮎子港防波堤地先	漁場の区域、イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度16分54秒、東経133度45分10秒の点 〃ロ 北緯34度16分50秒、東経133度45分11秒の点 〃ハ 北緯34度16分50秒、東経133度45分11秒の点 〃ニ 北緯34度16分52秒、東経133度45分6秒の点	基点A 鮎子港ノ3号防波堤基部から護岸沿い北東へ55メートルのところ (北緯34度16分48.669秒、東経133度45分13.568秒の点) 〃B 鮎子港ノ号防波堤北端 〃C 日からE基部へ101メートルのところ (北緯34度16分49.545秒、東経133度45分6.831秒の点) 〃D 鮎子港ノ号防波堤基部 〃E 鮎子港ノ号防波堤北端 〃F 丸亀市広島町波筋岩灯標 点イ AからE見通し線とBからC見通し延長線との交差点 〃ロ BからE見通し線とDからA見通し延長線との交差点 〃ハ CからE見通し線とCから10メートルのところ 〃ニ DからE見通し延長線とEから10メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町(多度津町漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第460号	多度津町高見漁業協同組合	仲多度郡多度津町高見漁地先	漁場の区域、イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度18分38秒、東経133度40分59秒の点 〃ロ 北緯34度18分33秒、東経133度40分57秒の点 〃ハ 北緯34度18分33秒、東経133度41分8秒の点 〃ニ 北緯34度18分35秒、東経133度41分10秒の点	基点A 高見漁港地区南防波堤突端 〃B 高見漁港地区北防波堤突端 〃C 多度津町高見島研修センター北端 〃D 高見漁港地区旧北防波堤基部 点イ AからB見通し線とAからC見通し延長線との交差点 〃ロ BからA見通し線とBからD見通し延長線との交差点 〃ハ CからB見通し線とCから100メートルのところ 〃ニ DからB見通し線とBから100メートルのところ 〃ハ DからB見通し線とCから300メートルのところ 〃ニ CからB見通し延長線とIからA見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	魚類小剣式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町高見	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 渔期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第461号	三豊市漁業協同組合	三豊市鈴間町志々島横尾地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度15分50秒、東経133度40分41秒の点 ロハ 北緯34度16分2秒、東経133度40分9秒の点 ロハ 北緯34度15分56秒、東経133度40分7秒の点 ニイ 北緯34度15分53秒、東経133度40分40秒の点	基点A 宮城鼻南端 "B 高谷鼻北端 "C 志々島西端 "D 塙山高頂(140メートル) 点イ AからB見通し線と上から100メートルのところ "D CからD見通し線と上から380メートルのところ "H DからE見通し線と上から580メートルのところ "H AからB見通し線と上から300メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三豊市鈴間町志々島	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、國又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第462号	三豊市漁業協同組合	三豊市鈴間町葉島馬城地先	漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハド、DCの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度16分10秒、東経133度39分34.723秒、東経133度38分20.852秒の点 点ロ 北緯34度15分56秒、東経133度39分36分9秒の点 ロハ 北緯34度15分58秒、東経133度39分45秒の点 ニハ 北緯34度15分11秒、東経133度39分45秒の点 ニニ 北緯34度15分59秒、東経133度39分45秒の点	基点A 城山高頂 "B 天神山高頂 "D 馬城島立地護岸東端 "D ヤンハンン防護堤突端 "E 紫雲山高頂 "F 紫雲山高頂(北緯34度16分9.723秒、東経133度38分47.36秒の点) "G 吉々島南端 "H 呲見山高頂 "I 伊砂子鼻東端 点イ BからH見通し線と最大高潮時海岸線との交差点 "D AからG見通し線と上からH見通し線との交差点 "H DからF見通し線と上からE見通し線との交差点 "H AからH見通し線とAからE見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三豊市鈴間町葉島	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、國又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第463号	三豊市漁業協同組合	三豊市鈴間町生里シノクチ地先	漁場の区域 Fイ、イロ、ロEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点基点E 北緯34度15分3.014秒、東経133度34分34.594秒の点 点F 北緯34度15分3.702秒、東経133度34分36.788秒の点 点G 北緯34度14分59秒、東経133度34分39秒の点 ロハ 北緯34度14分58秒、東経133度34分36秒の点	基点A 三豊市漁業協同組合三崎出張所事務所北端 "B 生里漁港1防波堤砂止突端 "C 生里漁港1防波堤砂止基部 "D 生里漁港越智郡魚島町南端 "E 生里漁港第3防波堤突端 "F 生里漁港第3防波堤突端から基部へ60メートルのところ 点イ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点 "D AからD見通し線とCからE見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三豊市鈴間町生里	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、國又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第464号	三豊市漁業協同組合	三豊市鈴間町大浜崎の越知地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度13分9秒、東経133度36分41秒の点 ロハ 北緯34度13分10秒、東経133度36分46秒の点 ロハ 北緯34度12分57秒、東経133度36分45秒の点 ニニ 北緯34度12分58秒、東経133度36分40秒の点	基点A 鰐ヶ越護岸中央昇降口 "B 西三丁岩 "C 名前瀬水門 "D 新瀬水門 "E 善川瀬、愛媛県境(余木崎) "F 丸山島南端 "G 丸山島大岩(北緯34度13分7.944秒、東経133度36分37.442秒の点) 点イ AからE見通し線とGからE見通し線との交差点 "D BからE見通し線とGからE見通し線との交差点 "H BからE見通し線とFからE見通し線との交差点 "H AからE見通し線とFからD見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三豊市鈴間町大浜	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、國又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第465号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁高町大高島地先	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘロ、ロハ、ハGの6直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点H 北緯34度12分12.596秒、東経133度37分40.608秒の点 点G 北緯34度12分13.817秒、東経133度37分40.885秒の点 点I 北緯34度12分14分8秒、東経133度41分42秒の点 ロハ 北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点 ニニ 北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点 ホハ 北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点 ニハ 北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点	基点A 岩井戸 "B 天神山北端 "C 仁尾港A地区護岸南西角 "D 小高島東端 "E 高島海水浴場南端角 "F 大高島大鳥居 "G 大高島御崎防波堤差部 "H 大高島御崎防波堤差部 点イ AからD見通し線と上からB見通し線との交差点 "D AからD見通し線とGからC見通し線との交差点 "H AからE見通し線とEからG見通し線との交差点 "H AからE見通し線とFからD見通し線との交差点 "H AからD見通し線と平行にニから南へ80メートルのところ "H AからD見通し線と上からDへ66メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三豊市仁尾町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、國又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。